

津山市地域防災計画

【風水害等対策編】

令和4年度版

津山市防災会議

第1章 総則	1
第1節 総則	1
第1項 計画の目的及び基本理念	1
第2項 計画の構成	1
第3項 災害の想定	2
第4項 用語の意義	3
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1項 実施責任	4
第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節 計画の修正	12
第4節 津山市の概要	12
第1項 自然的条件	12
第2項 社会的条件	13
第2章 災害予防計画	14
第1節 防災業務施設・設備等の整備	14
第1項 気象等観測施設・設備等	14
第2項 通信施設・設備等	14
第3項 災害応急資機材・設備等	15
第4項 ヘリポートの確保	17
第2節 防災業務体制の整備	18
第3節 自然災害予防対策	18
第1項 治山対策	20
第2項 土砂災害防止対策	21
第3項 河川防災対策	24
第4項 雨水出水対策	26
第5項 ため池等農地防災対策	27
第6項 風害対策	28
第7項 都市防災対策	28
第8項 文教対策	30
第9項 文化財保護対策	32
第4節 事故災害予防対策	32
第1項 交通施設対策	32
第2項 林野火災の防止対策	33
第3項 危険物、毒物劇物等薬品類、高圧ガス、火薬類及び有害ガス等保安対策	35
第4項 放射性物質災害予防対策	36
第5項 火災予防対策	37
第5節 防災活動の環境整備	39
第1項 防災訓練	39
第2項 防災知識の普及	42

第3項	自主防災組織の育成及び消防団の活性化.....	46
第4項	住民及び事業者の地区内の防災活動の推進.....	48
第5項	災害教訓の伝承.....	49
第6節	要配慮者等の安全確保計画.....	50
第7節	防災対策の整備・推進.....	54
第1項	防災に関する調査研究の推進.....	54
第2項	緊急物資等の確保計画.....	55
第3項	公共用地等の有効活用.....	56
第4項	被災者等への的確な情報伝達活動.....	56
第3章	災害応急対策計画.....	57
第1節	防災組織.....	57
第1項	津山市防災会議.....	57
第2項	市本部.....	58
第3項	災害対策現地連絡調整本部.....	65
第2節	防災活動.....	66
第1項	予報及び警報等.....	66
第2項	通信連絡.....	69
第3項	情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制.....	70
第3節	災害広報及び報道.....	78
第4節	罹災者の救助保護.....	80
第1項	災害救助法の適用.....	80
第2項	避難指示等及び避難所の設置.....	82
第3項	救 助.....	94
第4項	食料の供給.....	95
第5項	飲料水の供給.....	96
第6項	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与.....	97
第7項	医療・助産.....	98
第8項	遺体の捜索・検視・処理・埋火葬.....	99
第9項	防疫・保健衛生.....	101
第10項	廃棄物処理等.....	102
第11項	住宅の供与、応急修理及び障害物の除去.....	104
第12項	文教災害対策.....	106
第5節	社会秩序の維持.....	108
第6節	交通・輸送.....	109
第1項	交通.....	109
第2項	輸 送.....	111
第7節	ライフライン（電気・通信サービス・ガス・水道）の機能確保.....	113
第8節	防災営農.....	116
第9節	水 防.....	118
第10節	流木の防止.....	120
第11節	雪害対策.....	121
第12節	火災対策.....	122

第1項	大規模な火災対策.....	122
第2項	林野火災対策.....	123
第13節	事故災害応急対策.....	125
第1項	危険物等災害対策.....	125
第2項	高圧ガス災害対策.....	127
第3項	有害ガス等災害対策.....	128
第4項	放射性物質災害対策.....	129
第5項	集団事故災害対策.....	130
第14節	自衛隊の災害派遣要請.....	132
第15節	広域応援・雇用.....	137
第16節	ボランティアの受入れ、活動支援計画.....	139
第17節	義援金の募集・受付・配分.....	140
第4章	災害復旧・復興計画.....	141
第1節	復旧・復興計画.....	141
第1項	地域の復旧・復興の基本方向の決定.....	142
第2項	被災者等の生活再建等の支援.....	142
第3項	被災中小企業の復興の支援.....	143
第4項	公共施設等災害復旧事業.....	143
第2節	財政援助等.....	144
第1項	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	144
第2項	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置.....	146

第1章 総則

第1節 総則

第1項 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津山市防災会議が、市及び市域に係る防災関係機関、団体等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務についての総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市域並びに市域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、国、県及び市町村並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

第2項 計画の構成

津山市地域防災計画は、「風水害等対策編」及び「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく「津山市水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち地震を除く災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

津山市地域防災計画 (風水害等対策編)	┌ ├ ├ └	第1章 総則
		第2章 災害予防計画
		第3章 災害応急対策計画
		第4章 災害復旧計画
資料編	┌ └	資料 参考

第3項 災害の想定

本計画の作成に当たっては、市域における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業構造、広域交通網等の社会的条件並びに過去における各種災害の発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。

1 自然災害

(1) 暴風による災害

岡山県地方は、平素は比較的風の弱い地域であるが、台風の接近時には内陸でも風速 20m/s 前後の強い風が吹き、建物や農作物に大きな被害を与える他、豪雨を伴って洪水を引き起こすなど大きな被害を発生させる。

また、台風又は熱帯低気圧が四国沖を北東に進む場合に、県北奈義町的那岐山ろく沿いに局地的な強風である「広戸風」が発生する場合が多く、この地方はもとより津山市北東部の農作物等にも大きな被害を与えている。

(2) 大雨による災害

大雨の原因としては、台風によるものが一番多く、梅雨前線によるもの、雷雨性の局地的豪雨によるものがこれに次ぎ、中小河川の氾濫、低地浸水、山崩れ、がけ崩れ、土石流等の被害が発生する。時期的には、6月から10月までが多くなっている。

(3) 上記(1)、(2)のほか異常気象による災害

岡山県北部地域は、高原、盆地あるいは山岳地帯をなしており、むしろ日本海側気候となりやすい。

このため、西高東低の冬型気圧配置となり強い季節風が吹くときには、県北一帯に大雪が降り、交通途絶の被害が出る。

市の北部地域はやや日本海側気候に似ており大雪が降るが、南部地域は比較的瀬戸内型の気候に似ており、大雪による被害は少ないといえる。しかし、盆地特有の寒暖の差が大きく、濃霧の発生、早霜、遅霜による被害が想定される。

2 人為災害

(1) 火災

火災件数は、前年度より18件減少している。死者数は2名減少、負傷者は3名減少し、死者は1名負傷者については4名になっている。

出火原因は、たき火・火入れが1位で、11件となっている。空気が乾燥する時期は大災害につながるおそれがあるため、注意が必要である。2位は車両配線・内燃機関等で、4件となり、3位

は炉・かまど類、放火・放火の疑いが同率となり、どちらも2件となっている。

出火種別は、建物火災が19件で、全体の約4割を占めており、林野火災5件、車両火災4件、となっている。

(2) 危険物の爆発、流出等

市民生活における都市ガス・プロパンガス・石油類等の使用は、飛躍的に増大し、その取扱いを一つ間違えば、爆発、火災等による惨事を引き起こすことになる。また、産業構造の多様化に伴い、高圧ガス・火薬類・毒劇物・放射性物質等の貯溜、使用、輸送も増大しており、しかも、これらの爆発、流出等に対しては、必ずしも防災対策、応急対策が十分でなく、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

(3) 交通事故

自動車の大衆化に伴い交通事故は増大し、また態様は大規模化する傾向にある。特に高速自動車道における事故は大惨事となる危険性があり、危険物運送車両の交通事故等においては、二次的災害も誘発される危険性がある。

(4) その他

① 自然災害により誘発されるもの

火災、爆発、油・有害物質の流出等

② 開発行為が自然災害を増大させるもの

山崩れ、がけ崩れ、地すべり、宅地開発等による流水障害から起こる河川・水路の氾濫

(資料) ・津山市の災害 (資料編第2)

第4項 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

① 市本部 津山市災害対策本部をいう。

② 県本部 岡山県災害対策本部をいう。

③ 市防災計画 津山市地域防災計画をいう。

④ 県防災計画 岡山県地域防災計画をいう。

⑤ 市本部長 津山市災害対策本部長をいう。

⑥ 県本部長 岡山県災害対策本部長をいう。

⑦ 消防組合 津山圏域消防組合をいう。

⑧ 防災関係機関

津山市、津山圏域消防組合、岡山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

⑨ 避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。

⑩ 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図る

ため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。

⑪ 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

⑫ 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

⑬ 要配慮者

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を有する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

⑭ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

- (資料) ・協定等 (資料編第9-2)
・防災関係機関・団体等 (資料編第9-3)

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市 (津山市消防団)・消防組合

- ① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ② 自主防災組織の育成を行う。
- ③ 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- ④ 災害情報の収集及び伝達を行う。
- ⑤ 災害広報を行う。
- ⑥ 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の発令を行う。
- ⑦ 被災者の救助を行う。
- ⑧ 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受け入れを行う。
- ⑨ 県に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- ⑩ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑪ 被害の調査及び報告を行う。
- ⑫ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑬ 水防活動及び消防活動を行う。
- ⑭ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑮ 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- ⑯ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- ⑰ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ⑱ 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備及び点検を行う。
- ⑲ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- ⑳ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ㉑ 高層建築物、地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ㉒ 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- ㉓ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検を行う。

2 県

- ① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ② 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- ③ 災害情報の収集及び伝達を行う。
- ④ 災害広報を行う。
- ⑤ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- ⑥ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑦ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) に基づく被災者の救助を行う。
- ⑧ 水防法、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) に基づく立退きの指示を行う。
- ⑨ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑩ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。

- ⑪ 被災児童、生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑫ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- ⑬ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ⑭ 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- ⑮ 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑯ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- ⑰ 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- ⑱ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑲ 高層建築物、地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- ⑳ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ㉑ 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- ㉒ 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- ㉓ 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- ㉔ 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- ㉕ 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- ㉖ 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- ㉗ 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- ㉘ 有害ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

3 県警察（津山警察署）

- ① 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- ② 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- ③ 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- ④ 救出救助及び避難誘導を行う。
- ⑤ 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- ⑥ 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- ⑦ 犯罪の予防、取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- ⑧ 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

4 指定地方行政機関（市域を管轄する出先機関等）

(1) 中国四国農政局

- ① 災害時の政府所有米穀の供給に係る情報提供を行う。なお災害時の政府所有米穀の供給については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付、21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき実施するものとする。

(2) 岡山森林管理署

- ① 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等

に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

- ② 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- ③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- ④ 応急復旧用として、国有林材の供給の促進、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- ⑤ 市長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

(3) 大阪管区气象台（岡山地方气象台）

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- ③ 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- ④ 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- ⑤ 気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- ⑥ 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- ⑦ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- ⑧ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

(4) 津山労働基準監督署

- ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- ② 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- ③ 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対して、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- ④ 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- ⑤ 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- ⑥ 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- ⑦ 被災の場合、労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。

⑧ 災害原因調査を行う。

(5) 中国地方整備局岡山国道事務所津山出張所

- ① 一般国道 53 号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- ② 災害時における所轄国道の交通規制及び災害復旧工事を行う。
- ③ 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

(6) 中国地方整備局苫田ダム管理所

災害発生時における水象観測資料等情報の提供を行う。

(7) 中国四国地方環境事務所

- ① 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- ② 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。
- ③ 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。

5 自衛隊（陸上自衛隊第 13 特科隊等）

自衛隊は、災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- ① 被害状況の把握を行う。
- ② 避難の援助を行う。
- ③ 遭難者等の捜索、救助を行う。
- ④ 水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動を行う。
- ⑥ 道路又は水路の応急啓開を行う。
- ⑦ 応急医療・救護・防疫を行う。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ⑨ 炊飯及び給水を行う。
- ⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- ⑪ 危険物の保安及び除去を行う。
- ⑫ その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 指定（地方）公共機関等

(1) 日本郵便株式会社（津山郵便局）

- ① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- ④ 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便はがき等の寄附金の配分を行う。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）

- ① 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- ② 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ③ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ④ 運転再開に当たり、抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(3) 西日本電信電話株式会社（岡山支店）

- ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- ② 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- ⑤ 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ⑥ 気象等の警報を市町村へ連絡する。

(4) 株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）

- ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- ② 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- ④ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

(5) 日本赤十字社（岡山県支部）

- ① 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療、助産その他の救助を行う。
- ② 緊急救護に適する救助物資（毛布、緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- ③ 赤十字奉仕団等による炊出し、物資の配給などを行う。
- ④ 輸血用血液製剤の確保、供給を行う。
- ⑤ 義援金の募集等を行う。

(6) 日本放送協会（岡山放送局）、各民間放送会社及びケーブルテレビ（株式会社テレビ津山）

- ① 気象等の予報、警報及び被害状況等の報道を行う。
- ② 防災知識の普及に関する報道を行う。
- ③ 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- ④ 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

(7) 中国電力ネットワーク株式会社

- ① 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- ② 災害時における電力の供給確保に関すること。
- ③ 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

(8) 日本通運株式会社（津山営業所）及び岡山県貨物運送株式会社（津山主管支店）

- ① 災害時における市長の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- ② 災害時における物資の緊急輸送を行う。

(9) 西日本高速道路株式会社（中国支社津山管理事務所）

中国自動車道の改良、維持、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(10) 津山ガス株式会社

- ① ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。

(11) 岡山県LPガス協会津山支部

- ① LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- ② 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

(12) 一般社団法人岡山県トラック協会（美作支部）

- ① 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- ② 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- ③ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- ④ 災害時の遺体の搬送に協力する。

(13) 津山市医師会

- ① 市長の要請により、直ちに医療救護班を編成し、派遣出動を行い、医療救護活動を実施する。
- ② 会員が開設又は管理する医療施設の臨時救護所・委託医療機関としての活用を図る。
- ③ 会員が開設又は管理する医療施設との連絡調整を行う。
- ④ 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、岡山県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマット））。

- ⑤ その他災害時の緊急救護・医療に対する協力援助を行う。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 水道事業者（市水道局）

- ① 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- ② 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

(2) 市域内企業及び土木建設業者

- ① 関係機関の要請による自衛消防隊等の出動を行う。
- ② 災害緊急作業要員の抛出、作業用及び運搬用車両の出動、援助を行う。
- ③ 災害緊急用資材の調達について協力を行う。

- (3) 農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会議所等）
被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
- (4) 自治組織、文化・厚生・社会団体（町内会、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）
① 災害予防及び防災活動を行う。
② 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (5) 危険物施設の管理者
自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。
- (6) アマチュア無線の団体
災害時における非常無線通信の確保に協力する。
- (7) 災害拠点病院
① 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
③ 災害派遣医療チーム（DMA T）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。
※ 災害派遣医療チーム（DMA T（ディーマット））
災害の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。
- (8) 災害時精神科医療中核病院
① 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
② 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
③ 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・斡旋を行う。
④ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入れ・派遣を行う。
※ 災害派遣精神医療チーム（D P A T（ディーパット））
災害の急性期（おおむね 72 時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。
- (9) その他重要な施設の管理者
自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。
- (10) 新聞等報道関係機関
防災に関する報道についての迅速かつ正確な周知を図るための協力を行う。

第3節 計画の修正

津山市防災会議は、毎年本計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない。

市域の関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、関係のある事項についての計画修正案を津山市防災会議に提出する。

また、市防災計画を修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第4節 津山市の概要

第1項 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、岡山県の東北部で、中国山地と吉備高原のほぼ中間にある津山盆地に位置し、東は勝田郡奈義町及び勝央町、西は苫田郡鏡野町及び真庭市、南は久米郡美咲町、北は鳥取県とそれぞれ接している。市の面積は、506.33 k m²で、岡山県の全面積の約7.1%を占めている。

経緯度 (市役所位置)	東経	134度00分16秒
	北緯	35度04分9秒
	海拔	95.2m

2 地勢

市中央部は、概して平坦地であり、県下三大河川の一つである吉井川が市の西方から市街地の中央南部を東に貫流している。市東部西部ともに緩やかな丘陵地と平野が混在し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000mから1,200mの中国山地の南面傾斜地であり、南部は標高100mから200mのなだらかな山地と丘陵地で、吉備高原に続いている。

3 地質

津山盆地の基盤をなす地層は、古生層で秩父古生層に属し、この上に厚さ200m余りの中新統があり、東西に広がっている。市の北部の山地は、中国背梁山地であって、花崗岩からなっており、南部の丘陵性山地は古期流紋岩質角礫岩が広く分布し、これらに挟まれた中央平坦地には、第三紀層及び第四紀層が分布している。

4 河川

本市には、県下三大河川の一つである吉井川があり、その吉井川水系の一級河川が数多くあり市域内を網の目のように流下し、支川を集めながら吉井川へ流入している。

その吉井川は、市の市街地の中央南部を西から東へ貫流し、市東部で南折して久米郡美咲町へと流下し、瀬戸内海に注いでいる。

5 気候

本市の気候は、年間平均気温が 14.0℃で、年間降水量は、1,416.0 mmとなっている。

各要素を全国的に他の地域と比べてみると、本市は盆地であるため、気温は夏と冬の温度差及び日較差が大きく、また、降水量は少なく湿度は高い。風向は、5月から8月にかけては南東風で、他の月はほとんどが西風である。冬季の北部の気候は日本海側気候に類似しているが、南部は概して瀬戸内型の気候といわれている。

台風等が四国沖を北東進する場合など、勝田郡の那岐山ろく沿いに発生する強風「広戸風」は、市北東部を中心に大きな影響を及ぼすことがある。

6 豪雪地帯

津山市（旧久米町を除く）は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）により、累年平均積雪積算値が 5,000cm 日以上の豪雪地帯として指定されている。

第 2 項 社会的条件

1 人口動態

津山市の人口は、昭和 40 年を底に、増加傾向に転じ、昭和 45 年以降 5 年ごとの比較ではそれぞれ 4%台の増加率を示していたが、平成 2 年は 3.0%、平成 7 年には 2.0%と鈍化傾向を示し、平成 12 年には減少に転じており、令和 2 年は 99,937 人と引き続き減少傾向にある。

また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は 31.1%で、平成 27 年の 28.8%を上回り、さらに上昇傾向にある。

2 市街地の拡大

本市の平成 27 年国勢調査人口を地域別にみると、都市計画街路、土地区画整理事業の市街地周辺部への整備進展とがあいまって、市街地が北へ、西へ、東へと拡大し、その地域への人口集積が急速に進んでいる。反面、従来の中心市街地においては人口減少傾向がみられ、いわゆる人口のドーナツ化現象を呈している。

（資料） 津山市の概要 （資料編第 1）

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1項 気象等観測施設・設備等

1 方針

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備等を整備するとともに、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市

県

岡山地方気象台

中国地方整備局苫田ダム管理所

3 実施内容及び方法

(1) 雨量観測

関係機関は、それぞれの所属にかかる観測又は予報にかかる施設・設備についてその正確性を高め、特に局地的予報を的確に行い得るよう整備を図る。

また、津山市水防本部又は災害対策本部が設置された場合は、その要請に基づき毎時雨量等、情報提供を行う。

(2) 水位観測

関係機関は、それぞれの所属にかかる観測施設・設備についてその即時性を高め、河川流域の主要地点における増水、減水予測が行い得るよう観測箇所の増設等に努める。

また、関係機関相互の情報伝達体制の整備を図り、適切な情報提供を行う。

(資料) ・気象等観測施設・設備 (資料編第4-1)

第2項 通信施設・設備等

1 方針

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、情報連絡網の整備を図るとともに、有線施設不通の場合に備え、無線通信施設の設置に努め通信連絡機能の確保を図る。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

市

消防組合

県

防災関係機関

3 実施内容及び方法

(1) 岡山県総合防災情報システムの活用

市や消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるために、岡山県総合防災情報システムを有効に活用できるよう、常に訓練等を行い、操作の習得に努める。

(2) 市防災行政無線の活用

市防災行政無線については、本庁から市全域の災害現場との連絡がとれるようにデジタル移動系の防災行政無線を整備している。移動局は情報連絡員、各支所、出張所にも配備しており、災害発生時において災害現場と災害対策本部等との迅速な情報伝達手段として活用されるよう、適宜通信訓練を行うなど、体制の確立を図る。

(3) 住民への情報伝達手段の整備

災害予警報等情報の住民への一斉伝達手段として、全市域をカバーする携帯メール、インターネットによる住民への情報伝達手段の整備を推進する。また、本庁から各支所の既設防災行政無線やFM電波の活用により迅速に住民へ防災情報を伝達できるよう整備に努める。

(4) 消防組合消防指令センターの整備

市全域及び美作地域を広くカバーする美作地区消防指令センターを整備し、非常時の情報連絡網の強化と通信管制業務の充実を図っている。

また、消防救急無線のデジタル化に併せ、消防団各分団へ配備したデジタル受令機や防災行政無線等他の無線との有機的・効果的な連携体制を図る。

(5) 民間無線の利用

災害時の通信が途絶した場合の災害応急対策、災害救助の通信連絡についてアマチュア無線の協力が得られるよう実態の調査、把握を行い、協力体制の確立を図り、災害に備える。

(資料) ・通信施設・設備等 (資料編第4-3)

第3項 災害応急資機材・設備等

1 方針

災害時の応急対策、又は災害復旧に必要な資機材・設備については、迅速な対応を図るため、計画的に備蓄・整備することとし、また、備蓄になじまない資機材については、関係機関、業者等から速やかに調達できるよう、協力体制の整備に努める。

県、市及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災

害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

市

消防組合

防災関係機関

3 実施内容及び方法

(1) 消防関係

- ① 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、有事の際の即応体制の確立に努める。
- ② 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善・教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- ③ 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

(2) 水防関係

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

(3) 救助・救護関係

- ① 市は、人命救助に必要な救急車・救助工作車等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。また、救助用食料、生活必需品等の救護物資についても速やかに調達できるよう体制を確立する。
- ② 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- ③ 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- ④ 避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談

等の支援を受けることができる体制が整備されて、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- ⑤ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ⑥ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(4) 医療救護用資機材等

市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

(5) その他

- ① 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善及び点検を実施するとともに、大規模な災害の場合には、建設業者等の協力が得られるよう、体制を確立する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。
- ② 市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

(資料)	・ 消防施設・設備等	(資料編第4-2)
	・ 水防施設・設備等	(資料編第4-4)
	・ 救護・救助用施設・設備	(資料編第4-6)
	・ 食料等	(資料編第5-1)
	・ 医薬品その他衛生材料	(資料編第5-3)
	・ 消防施設等年次別整備計画	(資料編第9-4)

第4項 ヘリポートの確保

1 方針

林野火災における空中消火及び災害時における自衛隊等の派遣要請に対処するため、ヘリポートとしての適地を指定する。また、孤立地区対策のため、ヘリポート適地の確保について研究を行う。

2 実施機関（実施責任者）等

市

3 実施内容

ヘリポートの適地を指定し、施設管理者に周知するとともに、県を通じ自衛隊等の確認を受ける。

(資料)	・ ヘリポート適地	(資料編第5-2-(2)-④)
------	-----------	-----------------

第2節 防災業務体制の整備

第1項 職員の体制

- ① 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練・研修等の実施に努める。
- ② 各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等の連携等について徹底を図る。
- ③ 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- ④ 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- ⑤ 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期的派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第2項 情報収集・連絡体制

- ① より迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- ② 市はweb会議システム等を活用し、県等とリアルタイムで情報共有できるよう努める。

第3項 防災関係機関相互連携体制

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておく等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、市及び県等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、市及び県は、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、

訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実行性の確保に留意する。民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ市、県は民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力を活用する。また、市、県は燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業協会との災害協定の締結を推進する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手確保、育成に取り組む。

- ② 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- ③ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- ④ 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- ⑤ 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ⑥ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- ⑦ 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有出来るよう連絡体制を準備しておく。
- ⑧ 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を決め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。
- ⑨ 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第4項 業務継続体制の確保

- ① 市、県、その他防災機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。
また、実行性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。
- ② 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- ③ 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- ④ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 自然災害予防対策

第1項 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 実施機関（実施責任者）等

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）
県（農林水産部）
市（農林部）

3 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

(3) 防災林造成事業

なだれ、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

(4) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

(5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の市防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等により、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険溪流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(資料) ・山地災害危険地区 (資料編第3-14)

第2項 土砂災害防止対策

1 方針

大雨や地震による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から、人的、物的被害を防止あるいは軽減するため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備する。

また、土砂災害のおそれのある区域に関しては、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進するよう努める。

2 実施機関（実施責任者）等

岡山地方気象台

市（農林部、都市建設部、総務部）

県（農林水産部、土木部）

3 実施内容

(1) 土砂災害警戒区域等の点検

県は、市と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として、防災知識の普及や警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害警戒区域等]

- ・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地すべり）、土砂災害特別警戒区域（地すべり）
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(2) 土砂災害防止法に基づく調査・指定等

① 基礎調査の実施

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を市に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

② 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

(3) 警戒避難体制の整備等

① 警戒避難体制の整備

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次の事項を定める。

- ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- ウ 避難場所及び避難経路に関する事項
- エ 土砂災害に関する避難訓練に関する事項
- オ 避難、救助その他当該警戒区域等における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所

在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

② 警戒避難体制の実施

降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、市、消防本部、消防団等が危険箇所の警戒巡視を行い、住民等に対して広報を実施する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、県及び岡山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等を参考に、災害対策基本法第56条に規定する警報の伝達及び警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

なお、避難指示等の発令基準は、「第3章第4節第2項 避難及び避難所の設置」に掲載しているが、今後の気象予測や、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

③ 警戒避難体制の周知

市は、土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

ア 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。

イ 広報車による巡回、市広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。

ウ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

また市は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所」という。）及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等についてハザードマップの配付や危険箇所標識の設置等により地域住民に周知するよう努める。

日頃から土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨時期や台風期には、市及び消防本部等において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる。

(4) 土砂災害防止施設の整備促進

① 砂防対策

土石流危険渓流における山地の荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、渓流の縦横侵食による土砂流出抑制のための渓流保全工事等の対策工事の推進について、県と連絡を密にし、危険渓流の解消に努め、災害の未然防止を図る。また、丘陵地等の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する監視の強化を県と協力し、推進することとする。

② 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、県知事が指定することとなっている。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

③ 地すべり防止対策

地すべり防止区域は地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定することとなって

いる。

市は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。

④ 崖崩れ及び土砂流出防止対策

宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれの大きい土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として県知事が指定できることになっているが、これら指定区域外においても、梅雨・台風期等には、消防団を中心に特別パトロールを実施し、その状況を市や県に連絡するとともに、必要に応じて地域住民に周知させ、災害発生に備える。

⑤ 移転対策

急傾斜地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業の促進を図る。

ア 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的な移転の促進を図る。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

(資料)	・ 砂防指定地（法指定地）	(資料編第 3 - 5)
	・ 土砂災害警戒区域（法指定地）	(資料編第 3 - 8)
	・ 急傾斜地崩壊危険箇所	(資料編第 3 - 9)
	・ 土石流危険溪流	(資料編第 3 - 10)
	・ 地すべり地区	(資料編第 3 - 11)
	・ 急傾斜地崩壊危険区域（法指定地）	(資料編第 3 - 12)
	・ 雪崩危険箇所	(資料編第 3 - 13)
	・ 土砂災害警戒区域内等の要配慮者関連施設	(資料編第 4 - 7 - (1))

第 3 項 河川防災対策

1 方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。洪水浸水想定区域の指定に伴い、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を講じる。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

2 実施機関（実施責任者）等

中国地方整備局（岡山河川事務所）
岡山地方气象台
市（都市建設部）
県（土木部）
水防管理者

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

① 洪水浸水想定区域の指定

県は、水位周知河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

本市では、吉井川、広戸川、加茂川、宮川、皿川、久米川、横野川が対象となり、洪水浸水想定区域が指定されている。市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

② 円滑かつ迅速な避難の確保

市は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、市地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 地下街等

洪水浸水想定区域内の地下街等不特定かつ多数の者が利用する地下施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

イ 要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

ウ 大規模工場等

大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 河川改修事業の実施

① 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急性の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

② 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭さく部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努め

る。

③ 総合治水対策

近年、都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。

(資料)	・ 自然災害	(資料編第 2 - 1)
	・ 河川重要水防箇所 (県管理)	(資料編第 3 - 2)
	・ 浸水想定区域	(資料編第 3 - 3)
	・ 河川浸水危険地域	(資料編第 3 - 4)
	・ 水防施設・設備等	(資料編第 4 - 4)
	・ 浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設等	(資料編第 4 - 7)

第 4 項 雨水出水対策

1 方針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水位周知下水道について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位 (内水氾濫危険水位) に当該下水道水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

2 実施機関 (実施責任者) 等

市 (都市建設部)

県 (土木部)

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

① 雨水出水特別警戒水位 (内水氾濫危険水位) 情報

市は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位 (内水氾濫危険水位) を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

② 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

③ 円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事

項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(2) 雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4 関連調整事項

(1) 県及び指定管理団体は、水防計画に下水道管理者の協力に関する事項を定め、下水道管理者と連携した水防活動体制を確保する。

(2) 河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

(資料)	・自然災害	(資料編第2-1)
	・河川重要水防箇所(県管理)	(資料編第3-2)
	・河川浸水危険地域	(資料編第3-3)
	・水防施設・設備等	(資料編第4-4)
	・浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設等	(資料編第4-7)

第5項 ため池等農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全に資する。

2 実施機関(実施責任者)等

市(農林部)

県(農林水産部)

土地改良区

3 実施内容

(1) ため池整備

決壊した場合に、人的被害を与えるおそれがある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県と連携しながら改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市等の管理者は、防災重点農業用ため池について順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

(2) 用排水施設整備等

市街地の拡大による農地の宅地化が進み、用排水路としての機能低下による低地における浸水被

害や、生活排水の混入による用水汚染が進んでいる。このため、排水路については、市等の管理者が適切な維持管理により、排水機能の確保に努める。

(3) ため池緊急防災対策

人命・人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池のうち、特に緊急性の高いものから現地調査を行い、早急に改修計画を策定する。

(資料) ・ため池要改修箇所 (資料編第3-6-(2))

第6項 風害対策

1 方針

襲来が予想される台風や那岐山麓沿いに発生する広戸風等の風害予防について、気象予報及び警報に注意し、建物の補強等の予防措置を指導する。また、防風林の維持管理に努め、防風効果の増大を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市（農林部）

県（農林水産部）

3 実施内容

農産物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培を実施する。また、災害に備えて温室等の施設の補強、果樹その他農産物の倒伏防止等を指導する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第7項 都市防災対策

1 方針

都市区域における災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

2 実施機関（実施責任者）等

市（都市建設部）

県（土木部）

土地区画整理組合等

3 実施内容

(1) 都市計画における防災対策

都市計画区域における災害を防止するため、都市計画マスタープランの中に防災まちづくりの方針を盛り込み、土地区画整理事業等による面的整備を行うことで合理的かつ秩序ある土地利用計画

を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設においては、火災、風水害、震災等の防災面に重点をおいた都市計画事業を推進し、都市計画における防災対策を進める。

① 土地区画整理

用途地域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等の整備はもとより、防災面に十分配慮した計画的な市街化を図る。

② 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

③ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策

降雨による市街地の浸水、滞水の防止を重点とした生活環境の整備を図り、快適都市生活を確保するため、下水道事業（雨水）等の排水施設整備事業を推進する。

① 下水道事業（雨水）

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、雨水管きょ等の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

② 関連調整事項

ア 過去の浸水状況を参考のうえ、慢性的排水不良の地域を十分調査把握しておく。

イ 側溝、下水道、中小河川等は、計画、事業の実施に当たり相互の調整を図るよう考慮する。

(3) 都市防災対策

防火地域の指定、市街地再開発事業、宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

① 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火、準防火地域を指定し、必要な規制を行う。

② 市街地再開発事業

中心市街地においては、老朽化した店舗、住宅が密集しており火災等による災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため商業近代化計画との整合を図りながら、再開発を積極的に推進する。

③ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出が生ずるおそれ大きい土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定し、住民への周知を図るとともに必要な規制を行う。

④ 災害危険区域の指定

出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止し、人命及び財産の保全に努める。

⑤ 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあつては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(4) 建築物の安全性の確保

① 安全対策

市、県、国及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

② 空家対策

市は、平常時より、災害における被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

(資料)	・市街地浸水監視地域	(資料編第3-1)
	・宅地造成工事規制区域	(資料編第3-16)
	・河川排水門	(資料編第4-4-(2))
	・ポンプ及びポンプゲート	(資料編第4-4-(3))
	・スイングゲート	(資料編第4-4-(4))

第8項 文教対策

1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市（教育委員会）

県（総務部、教育委員会）

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校にお

いて、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

① 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

② 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができるよう実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

③ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

④ 防災知識の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

① 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別および、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

② 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行

い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具、生活関連物資等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第9項 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市（教育委員会）

県（産業文化部）

文化財所有者等

3 実施内容

(1) 防災意識の高揚

① 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災意識の普及を図る。

② 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

③ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(2) 防火・防災設備の整備

① 自動火災報知設備、消火栓、消火器、スプリンクラー、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

② 文化財及び周辺的环境整備を実施する。

(3) 防火・防災訓練の実施

市教育委員会、文化財所有者及び消防組合は、文化財防火デー等を中心に防火・防災訓練を実施する。

第4節 事故災害予防対策

第1項 交通施設対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るため交通施設の防災構造化に努めるとともに各種施設の整備を促進する。

2 実施機関（実施責任者）等

市（都市建設部）

県（土木部）

岡山国道事務所津山出張所

鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社岡山支社）

3 実施内容

(1) 道路

① 防災対策

道路管理者は、それぞれ所管する道路、街路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通のあい路となるおそれが多い橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、山間道路は、豪雨や台風等によって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため法面保護工、落石対策工等の対策を計画的に実施する。

② 危険地区の点検

道路管理者は、地すべり、崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水衝部等、道路災害発生予測される地区を巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

③ 道路通行規制の実施

豪雨、地震等異常気象時における道路災害を予防するために、あらかじめ危険地区を指定し、当該指定区間について警戒雨量に達したときは、直ちに道路の通行規制を実施し、道路交通の安全を期する。道路通行規制を実施したときは、道路利用者に対する広報、警察署長への報告など、関係機関に周知徹底して交通の円滑化を図る。

(2) 鉄道

① 施設の防災構造化

大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等を実施する。

② 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

(資料) ・交通事故

(資料編第2-3)

・異常気象時通行規制区間及び規制基準（県管理）

(資料編第3-15)

第2項 林野火災の防止対策

1 方針

市民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市（農林部）
消防機関（消防組合、津山市消防団）
県（農林水産部、消防保安課）
近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）
森林組合等

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

市は県及び消防機関と連携して、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。併せて、山火事予防対策協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

(2) 警報伝達の徹底

- ① 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、消防組合火災予防条例（昭和48年消防組合条例第26号）で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。
- ② 市及び消防機関は、気象予報及び警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を受けるときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

市及び消防機関は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市及び消防機関は、津山市火入れに関する条例（昭和59年津山市条例第24号）及び消防組合火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

- ① 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。
- ② 市及び消防機関は森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の標識板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

- ① 市及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。
- ② 市及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。
- ③ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

（資料） ・火災 （資料編第2-2）

第3項 危険物、毒物劇物等薬品類、高圧ガス、火薬類及び有害ガス等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）、高圧ガス、火薬類及び有害ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

危険物等施設、高圧ガス施設等、火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者
ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者
危険物、高圧ガス、火薬類輸送事業者
県（消防保安課、保健福祉部）
市（環境福祉部）
消防組合

3 実施内容

(1) 危険物等保安対策

- ① 市及び消防組合は、危険物等施設に対する保安法令に定めるところにより立入検査の強化を図るとともに危険物施設等の実態把握調査を実施する。
- ② 危険物等施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。
- ③ 事業所の自主保安体制の確立
 - ア 日常の点検事項及び点検方法等を、あらかじめ具体的に定めておく。
 - イ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
 - ウ 漏えい、流出等の災害に備えて、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を推進する。
 - エ 危険物等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。
 - オ 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
 - カ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。
- ④ 市及び消防組合は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。
- ⑤ 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

(2) 高圧ガス保安対策

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づき、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他の取扱い並びにボイラー・圧力容器の製造、取扱いを規制するとともに、関係業界及び関係協会による高圧ガスの保安、ボイラー・圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

(3) 火薬類保安対策

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づき火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

(4) 有害ガス等保安対策

事業活動中の事故等により排出されたばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することがないよう、次の予防措置を実施する。

① 保守管理体制の強化

特定施設等の設置者は、事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化に務める。

② 立入検査

市又は県は、必要に応じ有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能を検査するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。

(5) 輸送対策

① 容器、積載方法等の基準遵守を指導強化する。

② 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、消防機関その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、自主検査・立入検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

(資料)	・危険物大量保有事業所	(資料編第3-19)
	・高圧ガス大量保有事業所	(資料編第3-20)
	・ばい煙及び特定物質並びに有害ガス一覧	(資料編第8-2)

第4項 放射性物質災害予防対策

1 方針

医療用、工業用又は発電用の放射性物質を取り扱う事業所における事故や輸送中の事故等による災害の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が地域住民に対して影響が及ぶことのないよう予防措置を実施する。

2 実施機関（実施責任者）等

放射性物質施設等の所有者、管理者、占有者
放射性物質輸送事業者
市
消防組合
防災関係機関
県（危機管理課、保健福祉部、環境文化部）
県警察

3 実施内容

(1) 市は、関係機関と連携して以下の放射性物質に係る災害予防対策を行う。

- ① 放射性物質災害に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、研修会等を通じて防災知識の習得を図る。
- ② 平常時から県をはじめとする関係機関と放射性物質災害に対する防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を明らかにし、防災対策に努める。
- ③ 緊急時における迅速、的確な活動が行えるよう、県、防災関係機関等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 関係機関は、放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施するとともに、連携して放射性物質に係る災害予防対策を推進する。

- ① 防災体制の整備
- ② 自主保安体制の整備
- ③ 通信連絡体制の整備
- ④ 環境監視体制の整備
- ⑤ 救助体制の整備
- ⑥ 防護用資機材の整備

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、取締り、指導を実施するとともに、関係機関と相互に協力して、情報交換等に努める。

- (資料) ・放射性物質に対する資機材等の備蓄（消防組合分） (資料編第4-2-(7))
・放射性物質の放出事故等に係る通報連絡 (資料編第8-1)

第5項 火災予防対策

1 方針

火災発生の防止を図るため、各種火災予防対策を実施する。

2 実施機関（実施責任者）等

市（総務部）
消防組合
重要施設の管理者等

3 実施内容

(1) 消防力の強化

- ① 消防用水利の定期検査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。特に、公共施設の新改築等を行う場合は、周辺の水利状況を勘案し、必要に応じて公共施設敷地内への防火水槽の設置に努める。
- ② 消防機械等は、火災発生に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、

機械の充実を図る。

- ③ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- ④ 婦人防火クラブ等民間の消防協力組織の育成強化を図る。
- ⑤ 事業所における自衛消防体制の整備強化を図る。

(2) 火災予防査察

消防組合及び消防団は、出火危険及び人命危険を排除することを目的として立入検査を実施し、不備事項を是正指導し、火災予防の徹底を期する。

① 定期査察

月間及び年間査察計画を樹立して、管内の対象物の査察を定期的を実施する。

② 特別査察

消防組合消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に、特別査察を実施する。

③ 警戒査察

火災警報発令中、その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

④ 住宅査察

住民の理解と協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

⑤ 査察事項

ア 防火対象物の位置、構造、設備の状況

イ 消防用設備等の設置と維持管理の状況

ウ 火気使用設備器具の設置及び使用状況

エ 危険物、指定可燃物、特殊可燃物等の貯蔵、取扱いの状況

オ 液化石油ガスその他消防活動上に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵、取扱いの状況

カ 防火管理者の選任並びに消防計画に基づく防火管理と教育、訓練の実施状況

キ その他火災予防上必要と認める事項

(3) 危険物の貯蔵、取扱いに関する指導

① 許認可に関する行政事務

危険物の貯蔵及び取扱いに関する施設、設備の設置並びに維持管理について、消防法、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）に基づき、許可、検査に係る行政事務全般について実施するとともに指導に当たる。

② 危険物取扱者

危険物取扱者試験、同事前講習会、同保安講習会、教養講習会等を実施して、資格者の増加と知識の向上を図り、危険物の安全管理を期する。

(4) 建築の同意

消防法第7条の規定に基づき、建築物の確認申請に対し、消火、通報、避難等防火に関する規定の審査を実施して、建築物の防火に努める。

(5) 消防用設備等に関する指導

- ① 消火設備
消火器具及び消火栓等の設置及び維持管理について指導する。
- ② 警報設備
自動火災警報設備、非常警報設備等の設置及び維持管理について指導する。
- ③ 避難設備
避難器具及び誘導灯等の設置及び維持管理について指導する。

(6) 火気使用に関する制限、届出、検査等

- ① 火災危険時の火の使用制限
火災警報及び火災注意報の発表下その他の出火危険の高い条件下においては、火気使用の制限等及び広報活動を行い火災発生の防止を図る。
- ② 火を使用する設備、器具の規制
炉、かまど、暖房設備、ボイラー等火を使用する設備器具の設置の届出及び取扱い管理について指導する。
- ③ 防火対象物の使用開始の検査
消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる対象物は、使用開始前に届出をさせ、消防用設備等の検査を実施する。
- ④ 消火活動上重大な支障を生ずるおそれのある物質等の届出
液化石油ガス等出火並びに人命に危険を及ぼし、消火活動上障害となる物質や設備の確認及び指導を実施する。
- ⑤ その他指導
山林、原野等の火入れ、草焼き、物件の焼却、道路占用又は催物の開催その他必要な届出に伴う指導を実施する。

(7) 火災予防意識の啓発

- ① 火災予防意識の啓発を図るため、火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。
- ② 市広報紙、有線放送、市防災行政無線等により防災知識の普及を図る。
- ③ 講習会、講演会、巡回等による啓発活動を実施する。

- | | | |
|------|-----------|-----------|
| (資料) | ・火災 | (資料編第2-2) |
| | ・消防施設・設備等 | (資料編第4-2) |
| | ・火災気象通報 | (資料編第7-2) |
| | ・火災警報 | (資料編第7-3) |

第5節 防災活動の環境整備

第1項 防災訓練

1 方針

災害を最小限度にとどめるためには、市・県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日ごろから災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの

意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、市及び県は、防災関係機関、地域住民、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等の参加を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上と市民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

市

県

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民、ボランティア等

3 実施内容

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

① 水防訓練

市は、津山市水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

ア 実施事項

(ア) 観 測

(イ) 通 報

(ウ) 作業工法

(エ) 輸 送

(オ) 水門等の開閉操作

(カ) 避 難

イ 実施時期

出水期までに実施する。

② 消防訓練

市及び消防組合は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関す

る訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、他の自治体及び消防関係機関等と合同で実施する。

③ 避難・救助訓練

市及び防災関係機関、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び大規模店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、避難の呼びかけなど災害時に適切な避難行動をとることができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

④ 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ確かな情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

⑤ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

⑥ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

⑦ 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

⑧ 避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

(3) 水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・タイムラインの作成訓練
- ・防災配備体制の段階的強化訓練
- ・情報の収集・伝達訓練
- ・災害対策本部会議訓練

- ・避難指示等の発令・伝達訓練
- ・避難及び避難所運営訓練

(4) 図上防災訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対応訓練の実施を図る。

第2項 防災知識の普及

1 方針

いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市及び県が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市、県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食糧を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

市（総務部）
消防組合
県
自主防災組織等
防災関係機関
市社会福祉協議会

3 実施内容

(1) 防災教育

① 住民に対する防災教育

ア 市及び県は「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。具体的にはハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で、積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等・社員を始め、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、Web サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実行性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

ウ 防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、把握に努めるとともに、自主防災組織等と連携し防災知識の普及にも努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

エ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及を図る。

オ 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段

階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

カ 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

キ 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

ク 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

(7) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

(イ) 土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう務める。

(ロ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

(エ) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に

関する情報の意味の理解の促進に努める。

(オ) 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

(カ) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

② 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

③ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

④ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災コーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

(3) ボランティア活動のための環境整備

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切にはかれるよう務める。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。

市及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

市、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、市民に対する啓発運動を実施し、防災意識の高揚を図る。

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この市民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

市（総務部）

消防組合

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

県（危機管理課・消防保安課）

3 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

① 平常時の活動

ア 防災知識の普及

イ 防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の整備

オ 要配慮者の把握

② 災害時の活動

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 初期消火等の実施

ウ 救助・救急の実施及び協力

エ 避難誘導の実施

オ 炊出し、救助物資の配布に対する協力

カ 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- ① 市及び消防組合は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織や活動、女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
- ② 研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。また、津山市自主防災組織連絡協議会の設立により、組織の連携強化を図る。
- ③ 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- ④ 地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- ⑤ 市及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ⑥ 県は、市・市民等からの要望により地域に出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、地域防災力の向上を図る。

(3) 企業防災の促進

- ① 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- ② 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。
- ③ ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- ④ 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネ

ジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

- ⑤ 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- ⑥ 市及び県は、企業防災への取り組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- ⑦ 市及び商工会・商工会議所は、共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- ⑧ 市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- ⑨ 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- ⑩ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する避難確保計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- ⑪ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。
- ⑫ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

（資料） ・ 自主防災組織 （資料編第6-1-1）

第4項 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市町村防災計画に定め、「自助」「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 実施機関（実施責任者）等

市（総務部）

自主防災組織、地域住民

企 業

3 実施内容

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提出するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（資料） ・地区防災計画（資料編第6－1－(2)）

第5項 災害教訓の伝承

1 方 針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市

自主防災組織、地域住民

県

3 実施内容

ア 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返さ

れないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第6節 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、発達障害のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から地域と連携することで、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

2 実施責任者

市（環境福祉部）

社会福祉施設等関係機関

県（危機管理課、保健福祉部、県民生活部）

3 実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

① 市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

ア 居住地、自宅の電話番号

イ 家族構成

ウ 保健福祉サービスの提供状況

エ 外国語による情報提供の必要性

オ 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

カ 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

② 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、居住地の市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよ

う努める。

③ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局などの関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、避難行動要支援者名簿には、次の各項目について記載するものとする。

(ア) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防、警察、民生児童委員協議会、消防団、地域の自主防災組織、町内会・自治会、社会福祉協議会等の関係機関及び市の関係部局に所属する者とす

る。

(イ) 名簿に登載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件を満たす者とする。

- ①身体障害者手帳1級または2級を所有している
- ②療育手帳Aを所有している
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持している
- ④市の障害福祉サービスを受けている難病患者等
- ⑤要介護3～要介護5の認定を受けている
- ⑥おおむね70歳以上の高齢者世帯で、自力避難に不安がある
- ⑦その他、市長が必要と認める者

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は下記のとおりとし、避難行動要支援者からの申請により、必要な情報を名簿に記載するものとする。

- ①本人の情報（住所、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、特記事項等）
- ②家族等の情報（住所、氏名、続柄及び連絡先電話番号）
- ③家の情報（同居人の有無、居住建物の構造等）
- ④支援者情報（避難支援者の住所、氏名、関係及び連絡先電話番号）
- ⑤支援関係情報（要援護者区分、緊急通報システムの有無等）

(エ) 名簿の更新に関する事項

(オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

(ク) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

(2) 福祉避難所等の確保

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置などのバリア

フリー化

- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
（福祉避難所の物資・器材の確保の例）
- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要支援者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。

また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難支援計画の整備に当たっては、自主防災組織、福祉関係者等に対して、避難行動要支援者に関する情報の管理に十分留意するよう徹底を図るものとする。

(4) 防災知識の普及

- ① 市は、県の協力を得て、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。
- ② 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知、研修等を通じて行う。また、防災知識の普及に当たっては、地域で生活する外国人に対して、外国語の防災パンフレットの配布を行うこと等も検討する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

- ③ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。
- ④ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(5) 生活の支援等

- ① 市は、県及び市社会福祉協議会等関係団体の協力を得て、要配慮者に関する生活対策の確立を支援する。
- ② 市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画を作成する。

- ア 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
 - イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
 - ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
 - エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
 - オ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
 - カ 指定避難所・居宅への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配付に関する事項
 - キ 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
 - ク 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項
- ③ 住民は、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。
- 住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。
- ④ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の予防や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄となる夜間の防災訓練の充実を図る。
- また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
- ⑤ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、津山市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(6) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手、防災情報の連絡体制及び施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(資料) ・ 要配慮者関連施設等 (資料編第4-7)

第7節 防災対策の整備・推進

第1項 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

防災に関する調査研究は、関係機関等の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施するとともに、総合的な調査研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 災害履歴の整備

過去における災害は、防災対策を検討するうえで、重要な参考資料となるものであり、災害履歴として整備を行う。

(2) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- ① 水害危険地域（雨水出水氾濫等浸水地域）の把握
- ② 地すべり危険地域の把握
- ③ 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- ④ 土石流危険渓流の把握
- ⑤ 火災危険地域の把握
- ⑥ その他災害危険地域の把握

(3) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう災害危険区域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果並びに過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する調査研究成果をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な調査研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2項 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できな

いという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、平時から訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手順を関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3項 公共用地等の有効活用

市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4項 被災者等への的確な情報伝達活動

1 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

2 市及び県は、市防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

- 4 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 5 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 6 国、県、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 7 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
- 8 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織

第1項 津山市防災会議

津山市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に市域内の公共的団体、その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき津山市の附属機関として設置されており、その組織及び所掌事務は次のとおりである。

1 組織

会長	市長
委員	指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 津山警察署長 市長がその部内の職員のうちから指名する者 教育長 消防組合消防長 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

2 所掌事務

- ① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ② 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること

- ③ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- ④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 市地域防災計画等の作成又は修正

(1) 市地域防災計画

市防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

(2) 地区防災計画

市は、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が定める、自発的な防災活動に関する地区防災計画について、提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に記載するものとする。

- (資料) ・津山市防災会議条例 (資料編第 9 - 1 - (1))
・防災関係機関・団体等 (資料編第 9 - 3)

第 2 項 市本部

1 防災体制の組織と基準

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づいて市本部（非常体制）を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、準備体制、警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制を整える。

防災体制の組織と基準

組織	基準	配置内容
準備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨又は洪水の注意報が発表され災害発生のおそれがあるとき 2 水防団待機水位に達し、さらに上昇を認めるとき 3 その他災害発生のおそれがあるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 特に関係がある部課において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて情報連絡員、支所応援要員を待機させる。 2 状況により、次の体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。
警戒体制(初動配備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、暴風雪、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理班は、当直等からの通報、気象状況等により判断し、適宜、水位、降雨量等の情報収集に努め、必要な場合は、いつでも次の体制に移行できるよう準備を整える。 2 関係各班は、応急対策指示要員、警戒体制要員の配置順位、交代時期等についてあらかじめ計画し、必要に応じ該当者に連絡し、自宅待機させる。 3 情報連絡員及び支部応援要員は、気象情報に注意し、連絡方法を明確にし、直ちに参集、配置につくことができる態勢を整える。
警戒体制(1号配備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の指示があったとき 2 大雪警報が発表され、かつ降雪地域の支所長・出張所長が必要と判断したとき 3 水防警報(水防団出動)が発表されたとき 4 局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき 5 震度4又は5弱の地震が発生したとき 6 土砂災害警戒情報が発表されたとき 7 その他災害が発生するおそれがあり、市長の指示があったとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係各班員の職員、情報連絡員及び支所応援要員は、所定の配置につき、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2 必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・諸機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制(2号配備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき 2 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき 3 その他災害等事態が拡大するおそれがあり、市長又は災害警戒本部長の指示があったとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を関係各部各班員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。
非常体制(3号配備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき 2 火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき 3 震度5強以上の地震が発生したとき 4 特別警報が発表されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を各部各班の全員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。

(備考)

(1) 配置人員は、警報の内容若しくは災害の実情に適応するよう、それぞれの段階において本部長又

は総務部長が増員（指定外部員の配置を含む。）又は減員を指示することができる。

(2) 災害が長期に及ぶとき、その他必要な場合は、本部長は別途の編成を指示することができる。

(3) 各支部において本部の設置が必要と認める場合は、支所長は本部との協議により支所に現地本部を設置することができる。

2 津山市災害対策本部

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、災害対策基本法及び津山市災害対策本部条例（昭和 38 年津山市条例第 30 号）の規定により、本庁に市本部を、各支所及び阿波出張所に支部（現地本部）を設置し、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

市本部の設置は、おおむね次の基準による。

(1) 本部設置の基準

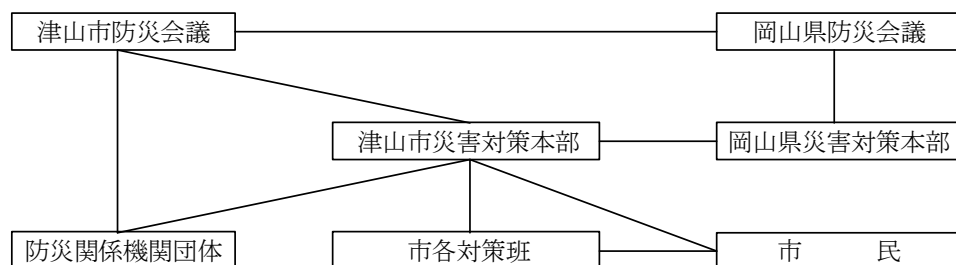
次の状況下で、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

- ① 市域に対し、暴風、大雨、洪水、暴風雪の警報が発表されたとき。
- ② 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。
- ③ 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測される時。
- ④ 市域に大規模な火災又は爆発が発生したとき。
- ⑤ 市域に有害物質、放射性物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機、車両等の事故その他重大な事故が発生したとき。
- ⑥ 市域に震度 4 又は 5 弱以上の地震が発生し、現に災害が発生したとき。
- ⑦ 特別警報が発表されたとき

(2) 本部の設置及び廃止の通報

本部を設置し、又は廃止したときは、時期・設置場所等を速やかに防災会議及び関係団体に対し通報するとともに報道機関を通じ市民に公表する。

<津山市の防災組織総括図>



(3) 本部の任務

本部は、次の各号に掲げる事項について、処理する。

- ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。

3 本部動員要領

(1) 配置の種類

本部各班は、災害の種類・規模・程度等によって、所定の配置につく。
配置の決定は、本部会議の状況判断に基づいて本部長が行うものとする。

(2) 配置の編成

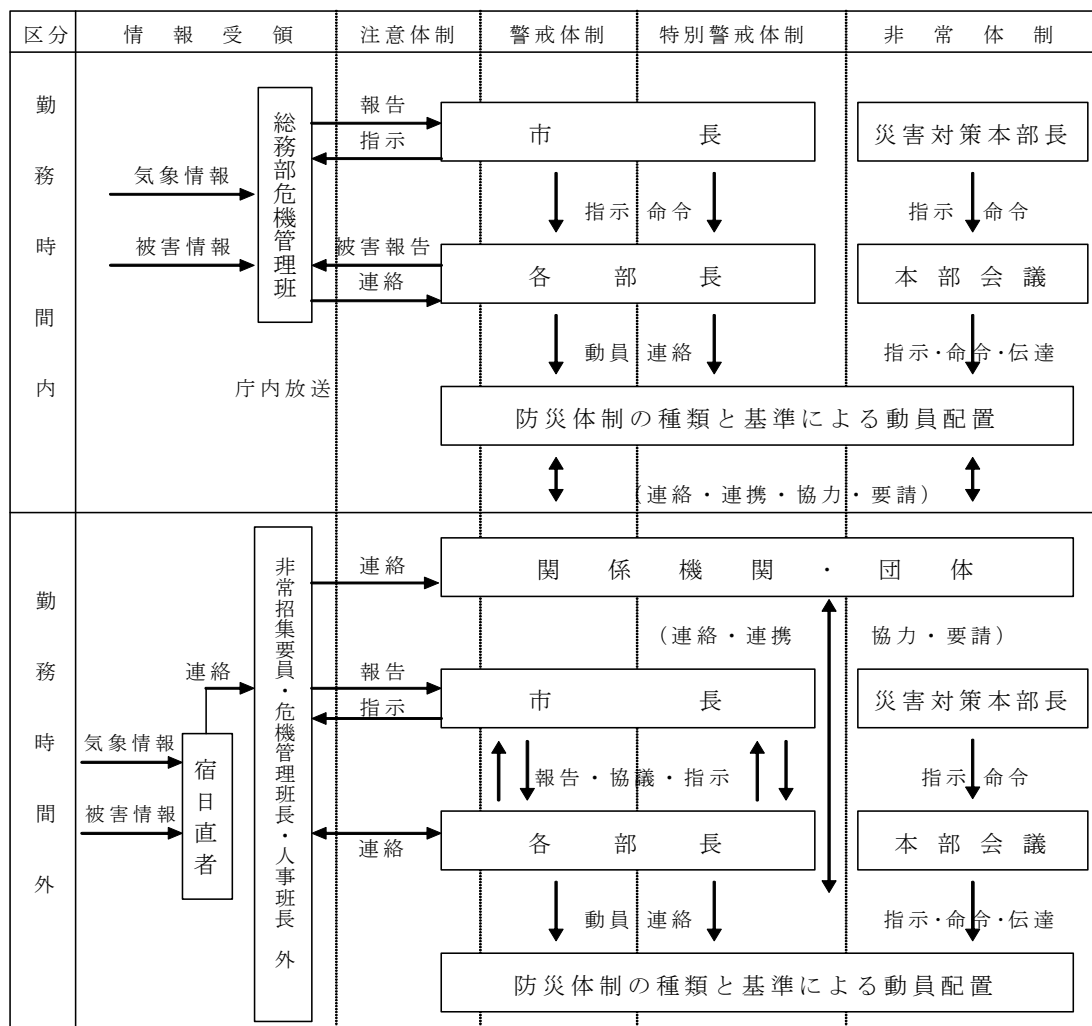
各部長は、本部長が別に定める「津山市防災配備体制要領」により、非常連絡の方法及び動員の順序等を定めた「各部各班の伝達指示系統図、配備要員名簿及び班別マニュアル」を作成し、これを危機管理室長に提出するとともに、部員及び班員に周知しておく。

(3) 配置の伝達

本部長が配置の種類及び配置につくべき各部・各班を決定したときは、総務部危機管理班長は、直ちにこの旨を総務部人事班長に連絡する。

人事班長は、勤務時間内にあつては庁内放送により、また、勤務時間外にあつては電話・メールその他の連絡方法によって、別に定める非常招集要員に連絡し、非常招集要員から配置につくべく各部の部長に連絡し、連絡を受けた各部の部長は、迅速かつ確実に配置につかせる。

〈動員配置伝達系統図〉



(4) 非常参集

職員は、勤務時間外及び休日等において非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで当直員及び所属の部・班と連絡をとり、又は自らの判断で所定の部署に参集しなければならない。

(5) 災害時における職員の留意事項

- ① 各職員はあらかじめ定められた災害時における招集方法・配置体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害発生を察知したときは、配置命令がない場合でも、速やかに定められた部署に参集し、応急処置を講ずるとともに上司に報告する。
- ② 各職員は、異常天候・異常事態を察知した場合には、進んでラジオ・テレビで気象情報等に注意し、また、常に自己の所在を明らかにしておき、所属長との連絡をとり、進んでその指揮下に入るよう努める。

(6) 支部応援要員の配置

各支所及び阿波出張所管内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、支部の設置、運営等を応援するため、本庁勤務の職員のうち該当の管内出身者を中心に支部応援要員を選任し、各支所及び阿波出張所に配置する。支部応援要員は、各支所長及び阿波出張所長の指示により、支部の設置、運営等を応援するものとする。

(7) 応援部員の動員

各部長は、災害対策活動を実施するにあたり、部員が不足して他の部の応援を受けようとするときは、総務部長（人事班分掌）に応援部員の動員を要請する。

総務部長は、動員の要請があったときは、要請の内容により余裕のある他の部班から、必要に応じた部員の動員派遣を行う。

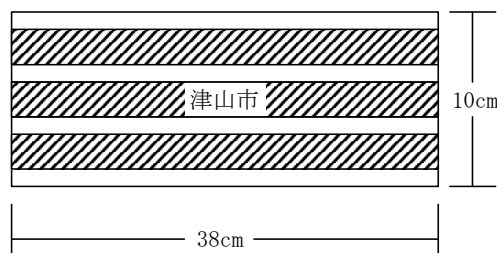
各部・各班長は、総務部長から応援部員の動員の指示を受けたときは、直ちに応援班を編成して応援を行う。所管部内の各班の相互応援に関しては、部長の指示によるものとし、その要旨を総務部長に報告する。

(8) 標識

災害対策活動に当たっては、次の標識を用いる。

- ① 腕章（地は濃黄、文字は黒、横線は赤とする。）

ア 本部長・副本部長



イ 本部長付・本部員用



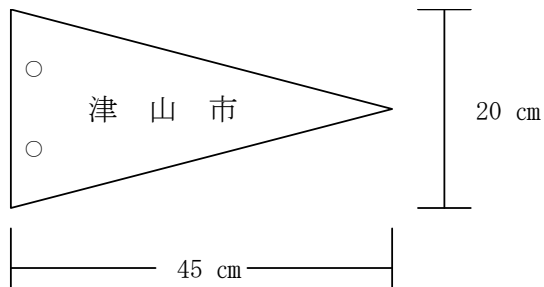
ウ 班長用



エ 部員用

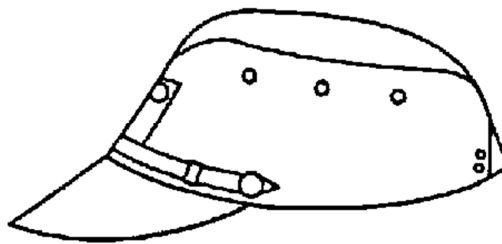


② 標旗 (自動車の前部に掲げるもの。地は黄、文字は黒)



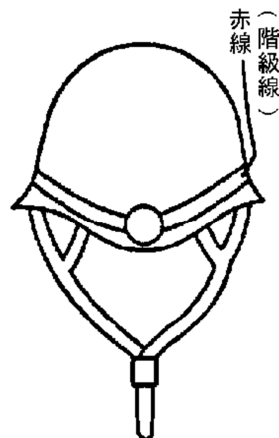
③ 帽子

帽子の地質は茶色の布製とし、前部に市章を表示したもの。形状は下図のとおり。



④ ヘルメット

硬質ビニール製白色とし、前部に市章を表示したもの。



(参考) ・津山市災害対策本部条例 (資料編第9-1-(2))

第3項 災害対策現地連絡調整本部

発生した災害の規模と状況に対応し、各機関、団体等が災害応急対策を実施する場合には、有機的な相互関連のもとに役割分担を明確にし効果的な防災活動を実施する必要があるので、次に掲げる災害対策現地連絡調整本部（以下「現地連絡調整本部」という。）を設置する。現地連絡調整本部を設置すべき機関以外の機関が現地連絡調整本部設置の必要を認めたときは、設置者に要請する。

(1) 設置の基準

- ① 市域内に災害が発生し、又は災害発生のおそれが強く防災関係機関、団体等の応援、協力のもとに災害応急対策を実施する必要があるとき。
- ② 防災関係機関から要請があるとき。

(2) 設置者

津山市長とする。なお、市長が、現地連絡調整本部を設置しようとするときは、構成機関にその旨を連絡し、参画を求める。

(3) 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関、団体の長及び災害現地に出動している各部門の指揮者をもって構成し、設置者から参画の要請があった各機関、団体は必ず参加する。

(4) 現地連絡調整本部長

現地連絡調整本部長は、市長又は災害の状況により市長が指名する者とする。
本部長は、現地連絡調整本部の所掌事項を統轄する。

(5) 設置場所

災害応急対策の円滑な実施と災害状況の総合把握が容易な場所とし、状況に応じて現地連絡調整本部長が決定する。

(6) 所掌事項

- ① 災害応急対策を実施する機関、団体等の相互連絡の強化推進
- ② 災害応急対策に必要とする情報の収集、分析及び検討
- ③ 総合的応急活動計画の樹立と実施の推進
- ④ 災害応急対策の効果的実施についての諸方策の協議決定
- ⑤ 各機関、団体の活動の調整及び通報連絡
- ⑥ その他災害応急対策実施について必要とする事項

(7) 各機関等との関係

- ① 現地連絡調整本部で協議決定した応急対策は各機関、団体の責任者のもとに実施する。
- ② 現地連絡調整本部の各構成員は、それぞれの所属機関、団体等の長又は責任者と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。

- ③ 各構成機関及び団体は、現地連絡調整本部への連絡員を派遣するなど、密接な連携を保持する。
- ④ 各機関及び団体は積極的に本部へ情報を提供する。

第2節 防災活動

第1項 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

岡山地方気象台

岡山河川事務所

県（土木部・危機管理課）

市

3 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

① 予報及び警報等の対象区域

ア 細分区域

（府県予報区）（一次細分区域）（二次細分区域）

岡山県 北 部 津山市

イ 細分区域対象市町村名

北部：津山市、美作市、真庭市、新見市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、新庄村、西粟倉村

※警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、津山市、鏡野町、久米南町、美咲町をまとめて「津山地域」として扱う場合もある。

② 気象に関する予報及び警報等の種別

ア 気象注意報

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するもの。

大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

イ 気象警報

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するもの。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

ウ 特別警報

暴風、大雨等が原因で重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、岡山地方気象

台が最大級の警戒を呼びかけるため発表するもの。

大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

エ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

オ 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

キ 大雨・洪水警報の危険度分布等

大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地

点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ク 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地区と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、県と岡山地方気象台が厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するもの。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、土砂災害警戒情報は市町村単位で発表される。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するもの。

(4) 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するもの。

(5) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」において、洪水、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市が関係機関にその旨を通知するもの。

(6) 火災気象通報

消防法第22条に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するもの。

(7) 火災警報

消防法に基づき、消防組合管理者が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表するもの。

第2項 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡システムを明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等 各機関

3 実施内容

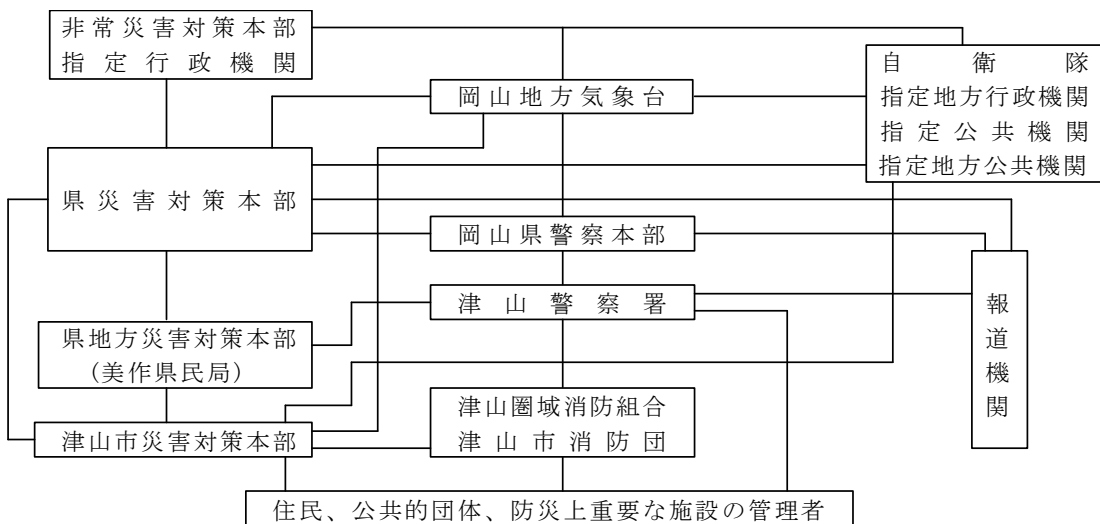
(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくものとし、災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保安管理について点検整備を実施する。

(2) 災害時における非常通信手段の整備

各機関は、災害時において自己が所有する通信施設が使用不可能な場合に、電話、電報施設の優先利用、他機関の通信施設の利用等による非常通信を確保するため、関係機関に事前に申請、承認を得、又は利用方法等についての協議をしておくなど非常通信体制の整備を図る。

(災害情報相互連絡関連図)



(3) 災害通信

① 通信手段

市（市本部）の行う災害予報及び警報の通報伝達又は被害報告及び各種情報の連絡は、次の通信施設により速やかに行う。

ア 一般加入電話（県市町村間ファクシミリ、携帯電話を含む。）

- イ 市防災行政無線（移動系）
- ウ 消防無線
- エ 岡山県防災行政無線
- オ 警察電話
- カ 岡山県無線（地域衛星通信ネットワーク）
- キ 岡山県総合防災情報システム
- ク 非常通信協議会所属会員無線
- ケ 電報
- コ 使走

② 通信措置

市長は、一般加入電話による災害通信が円滑を欠くと判断するときは、前記イ～コを活用する。

③ 防災行政無線の活用

災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、移動局又は携帯局を現地へ配置し、情報収集及び通信連絡を行う。この場合、使用統制は危機管理班において行う。

（資料） ・ 通信施設・設備等 （資料編第4－3）

第3項 情報の収集・伝達及び防災関係機関相互の連携体制

1 方針

気象予報及び警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施するうえで不可欠のものであり、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

防災関係各機関

3 実施内容及び方法

(1) 災害情報・被害報告の収集・通報

災害情報及び被害報告の収集は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものである。災害が発生し又は発生するおそれがあると予測される場合は、防災活動とあいまって、速やかにこれらの情報・報告の収集に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

① 情報連絡員

現地における災害の状況を調査し本部に連絡するため、本市（旧市）を25地区に区分し、それぞれの地区に数人ずつの情報連絡員を置く。

ア 人事課長は、各地区に住居を有する市の職員のうちから、各地区に数人の情報連絡員を選任し、本人及び本人の所属する課・室・所等の長に通達する。

情報連絡員が住居を変更したとき、その任務に耐えなくなったとき、その他不適當となったときは、人事課長は改めて選任をしないものとする。

人事課長は、情報連絡員名簿を調整し、人事課・危機管理室・当直室に常備するとともに、本人及び本人の所属する課・室・所等の長に交付する。

イ 情報連絡員の任務

情報連絡員は、災害が発生し又は発生するおそれがあると予想される場合は、直ちに担当地区の連絡場所に赴き、消防団長（消防分団長）と連携をとりながら、地区内の災害の状況の推

移りに注意するとともに、町内会長・消防団員等から情報を収集し、災害警戒（対策）本部と連絡をとる。

災害が発生した場合は、直ちにその状況を調査し、災害警戒（対策）本部に速報する。

情報連絡員は、災害による避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに収容・保護につき、消防団員・財政部納税班員等と協力して実施する。

② 総務部危機管理班長の任務

総務部危機管理班長は、情報連絡員・各部各班長その他からの情報連絡を確実に受領整理し、これを逐次総務部長に報告するとともに、関係ある各部各班長に通報する。

③ 各部長は、災害が発生し又は発生することが予想されるときは、防災活動とあいまって、速やかに所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、情報連絡員の情報が正しいかどうかを確認しなければならない。

各部長は、正確な被害の状況及び活動の状況を総務部長に報告するものとする。

総務部長は、これをまとめて本部長に報告する。

(2) 関係機関への連絡

防災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については早期解消の必要があることから、市及び県、国、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。市は、被災時には、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

【消防庁連絡先】

回線別	区 分	平日（9:30～18:30）	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-69-048-500-90-49013	77-69-048-500-90-49102
	F A X	77-69-048-500-90-49033	77-69-048-500-90-49036

県への災害報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号。以下、この節において「規則」という。）に定めるもののほか、本計画により実施する。

① 報告の種類

ア 災害発生通報

災害が発生したとき、直ちに災害発生通報（規則様式1）により報告する。

イ 災害速報

被害状況の判明の都度、津山警察署等と相互に連絡をとり報告の正確を期し、災害速報（規則様式2～2の7）により報告する。

ウ 被害概況報告

ア、イの速報後において、被害の程度がおおむね判明したとき、被害概況報告（規則様式3～3の23）により報告する。

エ 災害状況決定報告

被害の程度が確定したとき、災害状況決定報告（規則様式4～4の14）により報告する。
なお、決定報告をした後に報告事項に変更があったときは、直ちに決定報告の例により修正報告をする。

② 報告の実施

ア 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する部署の長が総務部長と合議のうえ、知事（美作県民局経由）に電話及び岡山県総合防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

なお、市から県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。

イ 各部署の長は、災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明の都度、災害速報・被害概況報告により県へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害速報第1報を報告する。

ウ 災害発生通報及び災害速報通報後に、被害の程度が確定したとき、被害決定報告をする。

エ 市本部が設置された場合は、総務部危機管理班において災害発生通報・災害速報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

③ 報告の系統

報告の系統は、災害の種類及び報告の種類に応じ県の規則に定めるところによるが、主なものは次のとおりである。

ア 災害発生状況等

被害、市本部の設置及び応急対策（全般）の概況

市長→県民局地域政策部→県（危機管理課）

イ 人的被害・住家被害等

市長→県民局健康福祉部→県（保健福祉課→危機管理課）

ウ 公共施設被害

(7) 河川被害

市長→県民局建設部→県（河川課→監理課→危機管理課）

(1) 貯水池・ため池被害

市長→県民局農林水産事業部→県（耕地課→農政企画課→危機管理課）

(7) 砂防被害

市長→県民局建設部→県（防災砂防課→監理課→危機管理課）

(エ) 治山被害

市長→県民局農林水産事業部→県（治山課→農政企画課→危機管理課）

(オ) 道路施設被害（市道、農道、林道）

市長→県民局農林水産事業部→県（耕地課・治山課→農政企画課→危機管理課）

市長→県民局建設部→県（道路整備課・防災砂防課→監理課→危機管理課）

(カ) 水道施設被害

市長→県民局健康福祉部→県（生活衛生課→保健福祉課→危機管理課）

(キ) 下水道施設被害

市長→県民局建設部→県（都市計画課→監理課→危機管理課）

(ク) 都市公園等施設被害

市長→県民局建設部→県（都市計画課→監理課→危機管理課）

(ケ) 公営住宅等被害

市長→県民局建設部→県（住宅課→監理課→危機管理課）

(コ) 商工関係等被害

市長→県民局地域政策部→県（経営支援課・観光課→産業企画課→危機管理課）

(3) 情報の収集、伝達系統

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問合せに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

① 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、市及び県は、訓練等を通じて被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

② 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。市及び県は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

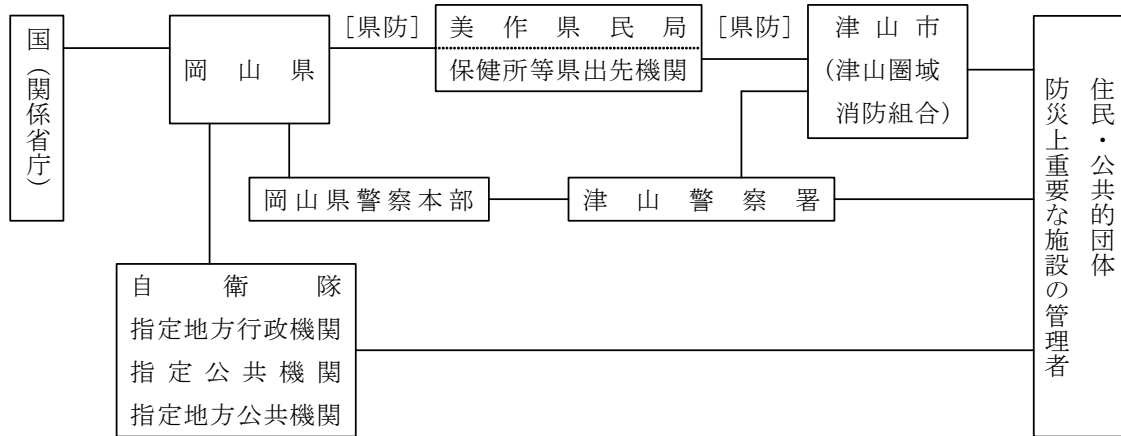
また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

- ③ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- ④ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- ⑤ 市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め必要な準備を整えておく。
- ⑥ 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を行える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- ⑦ 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ⑧ 市及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- ⑨ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先、受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- ⑩ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調査等を行うための受援体制の整備に努める。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- ⑪ 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- ⑫ 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード、ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- ⑬ 市及び県、中国電力株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。
- ⑭ 市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避

難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(関係機関相互関連図)



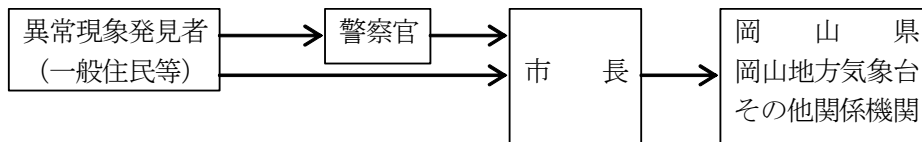
(注)：[県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(5) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

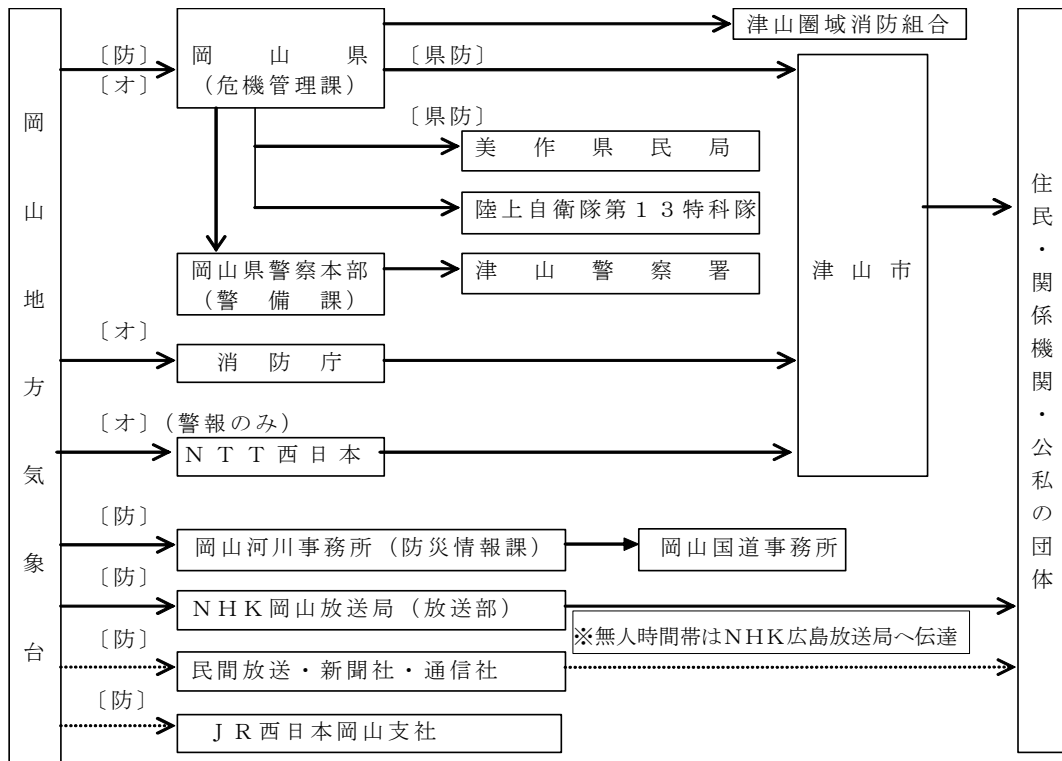
また、市及び国、県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



(6) 気象注意報・警報等の伝達

① 伝達系統図

ア 気象注意報・警報等



(注) (1) 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は申合せ等に基づく伝達系統を示す。

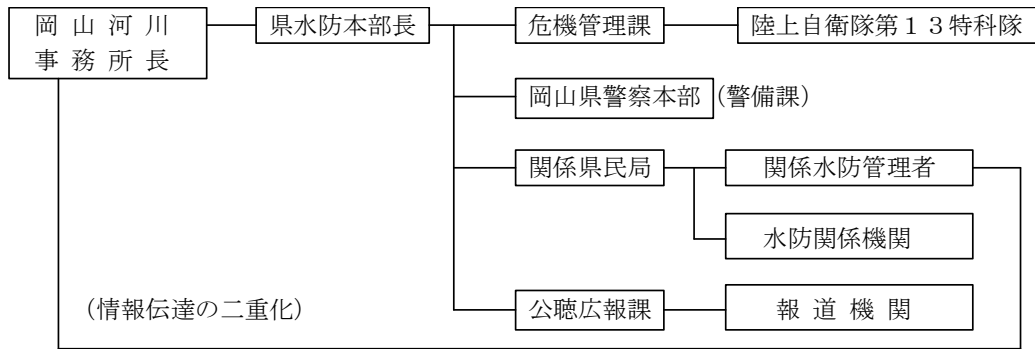
(2) [] 内は、通知方法を示す。 [防] 防災情報提供システム [オ] オンライン

[県防] 岡山県防災情報ネットワーク

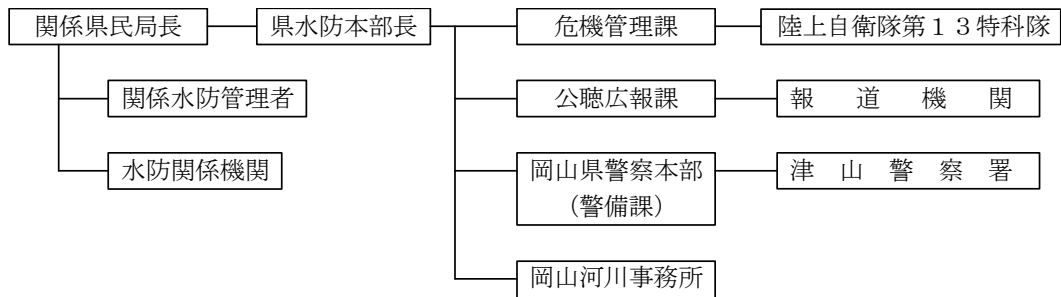
イ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに、岡山県と岡山地方気象台が共同で発表するものであり、(ア) 気象注意報・警報等と同様の伝達系統である。

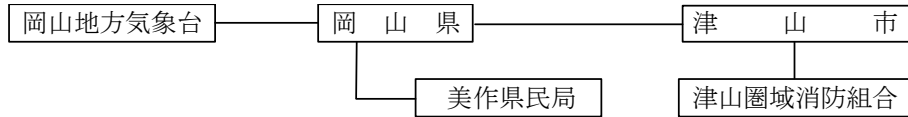
ウ 国土交通大臣の発する水防警報



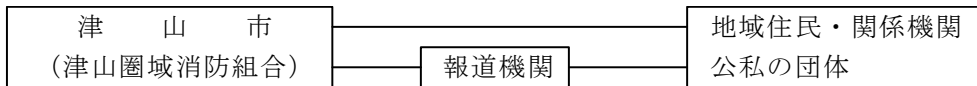
エ 知事の発する水防警報



オ 火災気象通報



カ 火災警報



② 一般市民に対する伝達方法

一般市民に対する伝達は、必要に応じて消防団、情報連絡員、関係団体に連絡して周知を図るとともに、広報車、災害情報メール、防災行政無線、緊急告知防災ラジオ等により出来るだけ多くの手段を用いて周知を図るほか、報道機関に協力を要請する。

(7) 業務継続体制の確保

① 市及び県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- ② 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- ③ 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- ④ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(資料) ・ 予報及び警報等の種類と基準等 (資料編第7)
 ・ 岡山県が定める様式 (様式集4)

第3節 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民が必要とする情報の提供について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

市
 報道機関
 防災関係機関

3 実施内容

(1) 広報の方法

① 報道機関による広報

気象予報及び警報等をはじめ、避難指示等の発令、防災対策活動、被害状況等の重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。

② 市防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、広報車等による広報

市は、住民に周知徹底を図るため、市防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、広報車、災害情報メール、Web サイト等により迅速かつ的確な広報を行う。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(2) 広報の内容

- ① 災害の発生状況
- ② 安否情報
- ③ 地域住民のとるべき措置
- ④ 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の発令

- ⑤ 災害応急対策の状況
- ⑥ 道路情報
- ⑦ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ⑧ ライフラインの復旧状況
- ⑨ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑩ 二次災害に関する情報
- ⑪ 被災者生活支援に関する情報
- ⑫ その他必要事項

(3) 情報提供媒体に関する配慮

市、県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(4) 問合せ窓口の設置

市及び県は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(5) 広報担当

- ① 災害の総合的な広報は、企画財政部が担当する。
- ② 企画財政部以外の各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、企画財政部に提出する。
- ③ 企画財政部は、職員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努め、とりまとめた資料に基づいて、正確な情報を広報する。

(6) 応援協力団体

- ① 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- ② 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- ③ 災害時に広報する必要がある情報を伝達できるよう平常時より報道機関と協力的な関係を構築する。

(資料) ・市防災行政無線施設(局数)の現況 (資料編第4-3-(1))

- ・有線放送施設 (資料編第4-3-(2))
- ・消防用無線設備 (資料編第4-3-(3))

第4節 罹災者の救助保護

第1項 災害救助法の適用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施機関（実施責任者）等

- 知事（保健福祉部）
- 市長（環境福祉部）

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行う場合は、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市へ委任するものであるが、平時から市へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	

学用品の給与	市長
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

災害救助法の適用基準は、市域の被害が次の各号のいずれかに該当する災害で、知事が災害救助法による救助を必要と認めた場合

- ① 市域の住家のうち滅失した世帯数が100世帯以上である場合
- ② 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市域の住家滅失世帯数が50世帯以上である場合
- ③ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市域の住家滅失世帯数が多数である場合
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
(内閣府令で定める特別の事情)

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当する場合
(厚生労働省令で定める基準)

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(4) 被害計算の方法等

- ① 住家については、全滅失した世帯、すなわち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半焼、半壊等著しい世帯については、滅失世帯の2分の1、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。
- ② 被災世帯数は、家屋の棟数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実状に即して決定する。
- ④ 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても火災等の人為的災害であっても差支えない。

(5) 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法が適用された場合における救助の程度、方法及び期間は岡山県災害救助法施行細則(昭和35年岡山県規則第23号)による。

(6) 市の措置

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ的確に市域内の被害状況を確認し、被災状況が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

なお、災害救助法適用期間内に処理できない場合は、知事に延長を要請する。その要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する避難所名、収容人員及び件数
- オ 期間の延長を要する状況
- カ その他

(7) 罹災者台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市は速やかに「罹災者台帳」を作成する。作成に当たっては、次の点に留意する。

- ① 戸籍、住民基本台帳等の担当者と連絡をとり、正確を期すること。
- ② 罹災者台帳は、救助その他の基本となり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等を具体的に記載し、整理保管する。

(8) 罹災証明書の発行

市長は、罹災世帯に対して「罹災証明書」を発行する。(地方自治法(昭和22年法律第67号)第149条の行政実例による。)ただし、罹災混乱時等により「罹災証明書」の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取替える。

(9) 災害救助法が適用されない災害の救助基準

災害救助法が適用されない災害については、市長が救助の必要を認めるときは、市長の責任において救助を実施する。この場合、すべて災害救助法及び岡山県災害救助法施行細則の定めるところに準じて実施する。

(資料) ・災害救助制度

(資料編第6-2)

第2項 避難指示等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、市長等は、住民に対し避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害に

よる被害を軽減させるためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 避難の指示等

市長

警察官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

(2) 指定避難所の設置

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

3 実施内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。また、切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 高齢者等避難

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まった状況にある場合は、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者には、計画された避難場所への避難行動の開始を、その他の者には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備の開始を促す。

(2) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、危険が急迫している場合、危険地域の住民その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、又は急を要すると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示をすることができる者は次のとおりである。

① 市長（災害対策基本法第 60 条第 1 項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示の発令を行う。

この場合、市長は速やかにその旨を、県民局を通じて知事に報告する。

② 知事（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

災害の発生により市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

この場合、知事は市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

③ 水防管理者（水防法第 29 条）

洪水等の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

この場合、水防管理者は、速やかにその旨を警察署長に通知する。

④ 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

洪水等の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

この場合、知事等は、速やかにその旨を警察署長に通知する（地すべりによる場合のみ）。

⑤ 警察官

ア 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条による措置

警察官は、災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

この場合、警察官は、直ちに公安委員会に報告する。

イ 災害対策基本法第 61 条による措置

警察官は、市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知する。

⑥ 派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条）

自衛隊法第 83 条の規定により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置を講じる。

(3) 高齢者等避難、避難指示の発令基準

市長は、住民の生命、財産の保護を図るため、次の基準により高齢者等避難、避難指示の発令を行う。

① 水害の場合

ア 高齢者等避難

(ア) 水位が避難判断水位に到達したとき

(イ) 水位が氾濫注意水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合

(ロ) 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき

(ハ) 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

イ 避難指示

(ア) 水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

- (イ) 水位が避難判断水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合
- (ロ) 異常な漏水、侵食等が発見されたとき
- (エ) 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- (オ) 水位が堤防高に到達するおそれが高いとき
- (カ) 異常な漏水、侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- (キ) 樋門、水門等の施設の機能支障が発見されたとき

ウ 緊急安全確保

- (ア) 決壊や越水、溢水が発生した場合。(氾濫の発生が把握できた場合)

② 土砂災害の場合

ア 高齢者等避難

- (ア) 「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）」する場合
 - (イ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを超えたとき
 - (ロ) 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日の雨量が80mmを超えたとき
 - (エ) 前日までの降雨がなく、当日の日雨量が100mmを超えたとき
 - (オ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき

イ 避難指示

- (ア) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合
 - (イ) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）する場合
 - (ロ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm以上の強雨が予想される時
 - (エ) 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日の雨量が80mmを超え、時間雨量30mm以上の強雨が予想される時
 - (オ) 前日までの降雨がなく、当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm以上の強雨が予想される時
 - (カ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
 - (キ) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）した場合。
 - (ク) 避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

ウ 緊急安全確保

- (ア) 土砂災害が発生した場合

(4) 住民への伝達等

① 住民への伝達方法

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避

難の対象地域、避難指示等の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、市防災行政無線、有線放送、災害情報メール、インターネットのホームページ等により住民に伝達するとともに、市職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、半鐘、ハンドマイク等により住民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。

また、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会の情報伝達に関する申し合わせにより、放送事業者へ情報伝達を行う。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達については、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

② 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては以下の点に留意する。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令、対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(5) 避難誘導及び移送

① 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一に、できるだけ自主防災組織・自治会・町

内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

② 住民への避難誘導體制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

③ 避難の受入れ及び情報提供

ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながらあらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

イ 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、市及び県は災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

ウ 市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所での専用の避難スペースに避難誘導する。

オ 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を

行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

④ 避難者の移送

避難者の生命・身体の安全を図るため、移送を要するときは、車両等を確保し、移送を行う。また、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸敵地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。

(6) 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、市は、避難者を滞在させることに必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、ま

た、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民への周知徹底に努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、同項(2)－①に掲げる避難の指示の実施責任者（市長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- ① 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- ② 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- ③ 本部への報告、食料・毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- ④ 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- ⑤ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- ⑥ 感染症対策を踏まえた運営方法
- ⑦ その他開設責任者の業務

(7) 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用発電、衛生携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調査にあたっては、要配慮者、女性、子どもに配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家族のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

(8) 指定避難所等の開設

市は、指定避難所を開設したときは、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(9) 福祉避難所の開設

市町村は、発災時に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保険医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市で対応が困難な場合は、他市町又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げについて協議するなど必要な避難先の確保に努める。

(10) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(11) 避難経路の表示

市は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

(12) 避難施設の耐震診断

市は、耐震診断等の結果に基づき、適切な避難所の確保に努める。

(13) 指定避難所の運営管理

- ① 市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市職員等を配置する。
- ② 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。
- ③ 常に市本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- ④ 指定避難所が万一危険となった場合に備えて、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。
- ⑤ 避難所内に負傷者がいる場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- ⑥ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。
- ⑦ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、迅速かつ適切な措置を講じる。
- ⑧ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について

専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- ⑨ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

- ⑩ 市は、必要に応じ指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- ⑪ 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
- ⑫ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ⑬ 市は、指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ⑭ 市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所の長期化等にかんがみ、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- ⑮ 市及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ⑯ 市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。
- ⑰ 避難生活について、避難者の生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障

害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

⑱ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

⑲ 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(14) 避難体制の明確化

市は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、津山市地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険個所の把握に努めるとともに危険個所ごとの指定避難所と経路を明示する。

(15) 災害救助法による実施基準等

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

4 応援協力関係

市は、自ら指定避難所の開設、避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設、避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

(3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供すること

についても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 市、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(6) 市、政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

6 広域一時滞在

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

(2) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (資料) ・避難所予定施設 (資料編第4-6-(5))
- ・災害救助制度 (資料編第6-2)

第3項 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活躍する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

2 実施機関（実施責任者）等

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

3 実施内容

市は、救助を必要とする事態が発生した場合は、直ちに県に連絡するとともに市職員、消防機関、警察その他関係機関と協力して、迅速、的確な救助、救急、医療機関への搬送活動等を行う。

4 応援協力関係

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

市は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、岡山県災害救助法施行細則による。

- (資料) ・ 救護・救助用施設・設備 (資料編第4-6)
・ 災害救助制度 (資料編第6-2)

第4項 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるため、その方法等について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 食料の応急供給

① 実施責任者

市長又は知事

② 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

中国四国農政局

美作食糧（株）

(2) 炊き出しその他による食料の供給

① 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

② 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

- ① 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

ア 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

イ その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

- ② 市は、①による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け、21総食第113号総合食料局通知）に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けすることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

- ① 市は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。
- ② 炊き出しは、市及び奉仕団体等により、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。
- ③ 市は、炊き出し用米穀を必要に応じ米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

4 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他による食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料) ・食料等 (資料編第5-1)

・災害救助制度 (資料編第6-2)

第5項 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施機関（実施責任者）等

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

3 実施内容及び方法

(1) ガイドライン方式及び搬送給水

市内2箇所の浄水場（小田中、草加部）のうち、被災していない浄水場からバルブ操作により給水する。

送配水管及びその他の配水施設が被災した場合は、給水車、給水タンク等で搬送のうえ給水する。

(2) ろ過機による給水

湖沼水・河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する要員及び給水資機材について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

- | | | |
|------|-------------|---------------|
| (資料) | ・ 応急給水用資機材等 | (資料編第5-1-(4)) |
| | ・ 災害救助制度 | (資料編第6-2) |

第6項 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

2 実施機関（実施責任者）等

市長（環境福祉部）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

3 実施内容及び方法

(1) 市は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により生活必需品等を調達し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(2) 物資支給の手続は、次のとおりとする。

- ① 支給は、市役所、公民館等において行い、個々巡回する。団体等には委託しない。

- ② 各被災者に配給するに当たっては、罹災証明書等の提示を求め、物資給与及び受領簿に受領印を徴し物資を交付する。

4 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

- | | | |
|------|------------------|---------------|
| (資料) | ・生活必需物資等の備蓄 | (資料編第5-1-(1)) |
| | ・応急生活物資供給等協力協定業者 | (資料編第5-1-(3)) |
| | ・災害救助制度 | (資料編第6-2) |

第7項 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるため、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

2 実施機関（実施責任者）等

- ① 実施責任者
市長（こども保健部）
知事（知事が災害救助法を適用した場合）
- ② 主な関係機関
県（県民局健康福祉部）
日本赤十字社岡山県支部
災害拠点病院
災害時精神科医療中核病院
津山市医師会

3 実施内容及び方法

(1) 医療

- ① 医療救護班の編成
災害の現地において、医療を実施するため、関係機関による医療救護班を編成し、必要に応じ派遣する。なお、そのいとまがない場合又は最寄りの一般診療機関を利用することが妥当と認められる場合は、その機関の長と協議して治療に当たる等の措置を講じる。
- ② 委託医療機関等による方法
災害地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、市医師会等の医療機関に委託して行う。この場合、市長は、これらの機関の代表者と協議のうえ、平常時の取扱いに準じて実施する。

③ 救護所の設置

被災地の実状により、安全で適当な場所に応急救護所を設けるとともに、被災地内若しくは隣接の市町村の病院・診療所内に臨時救護所を設ける。

④ 移送及び収容

重傷患者等で施設への収容を必要とする場合には、病院又は診療所へ移送して治療を行う。

⑤ 応援の要請

市は、被災地において医療の実施が困難な場合には、県（県民局健康福祉部）にその旨を連絡し、応援の要請をする。ただし、緊急を要する場合には、医療機関・団体及び隣接市町村に対して要請する。

⑥ 医薬品・衛生材料の確保

医療の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具は、従事する医療機関の手持品を繰替使用する。ただし、必要量の確保が困難な場合には、県に連絡し確保する。

(2) 助産

医療に準ずる。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(資料)	・救護・救助用施設・設備	(資料編第4-6)
	・医薬品その他衛生材料	(資料編第5-3)
	・災害救助制度	(資料編第6-2)

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8項 遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定を図るうえからも必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるため、その方法について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

(2) 主な関係機関

市（環境福祉部）

県（保健福祉部、環境文化部）

3 実施内容及び方法

(1) 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視及び処理

① 県警察は、県医師会、県歯科医師会の協力を得て、収容した遺体について遺体の検視、身元確認等を実施する。

② 市は、県警察、医師等に依頼して遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

③ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

ア 医療救護班又は医師が奉仕団の労力等により、遺体識別のため遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のために短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺・骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

① 事故等による遺体については、警察署から引継ぎを受けた後処理する。

② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

③ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料) ・火葬場 (資料編第4-8-(4))
・災害救助制度 (資料編第6-2)

第9項 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 防疫

知事（保健福祉部）

市長（環境福祉部、こども保健部）

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健福祉部）

3 実施内容及び方法

(1) 防疫

① 検病調査及び健康診断

市は、県に協力して、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

② 消毒等

市は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

③ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを早期に設置する。

④ ねずみ、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫・殺そ剤を散布する。

⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条に規定する水の使用制限等に伴う生活用水の供給

「第5項 飲料水の供給」に準じて実施する。

⑥ 患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

⑦ 指定避難所の防疫

市は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

⑧ 臨時予防接種

市は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県の指示を受けて臨時予防接種を実施する。

⑨ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

⑩ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定により実施する。

(2) 食品衛生監視

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱いその他について、監視、指導を行う。

(3) 栄養・食生活支援

県は、指定避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養管理及び指導、巡回栄養相談などを行う。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(5) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

(7) 公衆衛生活動

県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、被災市町村の要請等に応じて、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣して、被災者の生活環境や要配慮者の状況等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。

- (資料) ・感染症患者入院施設 (資料編第4-6-(3))
・防疫用資機材 (資料編第4-8-(3))

第10項 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を、迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施機関（実施責任者）等

ア 実施責任者

市長（環境福祉部）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

事業者

3 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものとする。

市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) し尿の収集・運搬、処分

- ① 災害時のし尿の収集・運搬、処分については、津山圏域衛生処理組合等関係機関と協議し、し尿の広域的な処理計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
- ② 災害時におけるし尿の収集は、被災地の状況を考慮し緊急を要する地域から実施するが、被災地域における生活環境の迅速な回復を図るため、局地的小規模な災害時を除いて、1世帯当たりの収集量は便槽容量の2分の1を原則とする。
- ③ 収集したし尿は、し尿処理施設で処理するものとするが、大規模な災害で処理能力を大幅に超えることが見込まれる場合は、下水道部局や近隣自治体に処理等の協力、援助を求めるなどの措置を講じる。
- ④ 被災世帯のし尿汲み取り手数料については、津山市し尿処理手数料補助金交付要綱（昭和61年津山市告示第31号）に基づき、予算の範囲内で規定の金額を補助する。

(3) ごみの収集・運搬、処分

- ① ごみの収集・運搬、処分については、地域防災計画、災害廃棄物の処理計画等に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去の適正な処理を行う。なお、廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努める。
- ② 災害によって生じたごみの一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等処理困難なごみの広域的な処理計画を作成する等により、災害時における応急体制を確保する。
- ③ 被災地のごみ収集は、生活環境の迅速な回復を図るため、主管課以外の車両等も含めた総合的対応により収集作業を行う。
- ④ 災害の規模によっては、民間委託等の方法も採用しながら、迅速な回復を図るものとするが、それでも対応できない場合は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要に応じて県にも応援要請する。
- ⑤ ごみの仮置場を確保できない場合は、貸与可能な県有地を提供してもらう等県に要請し、仮置場の確保のための協力を得る。
- ⑥ 収集したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却困難なごみについては、埋立て処分等環境衛生上支障のない方法で行う。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜を処理する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、市長の許可を受けて環境衛生上支障のない方法で処理する。

4 応援協力関係

- (1) 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。
- (3) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調査、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

- (資料) ・ごみ・し尿処理施設 (資料編第4-8-(1))
・ごみ・し尿等運搬車両 (資料編第4-8-(2))

第11項 住宅の供与、応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊(全焼、流出、埋没)して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

2 実施機関(実施責任者)等

- (1) 応急仮設住宅の供与
市長(都市建設部)
知事(知事が災害救助法を適用した場合)
県(保健福祉部、土木部)
- (2) 住宅の応急修理、障害物の除去
市長(都市建設部)
知事(知事が災害救助法を適用した場合)
県(保健福祉部、土木部)

3 実施内容

- (1) 応急仮設住宅の供与

① 建設による供与

ア 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

イ 市は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

ウ 市は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

エ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

オ 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

② 公営住宅等の斡旋

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。

4 応援協力関係

市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

第12項 文教災害対策

1 方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため、必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

市（教育委員会、地域振興部）

県（総務部、教育委員会、保健福祉部）

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 児童生徒等の安全管理

① 臨時休業等の措置

災害時は、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。

② 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、その状況を速やかに教育委員会へ報告するとともに岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業等の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条等に基づき教育委員会へ報告する。

③ 避難措置

校（園）長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定施設をあらかじめ選定し、児童生徒等及びその保護者に周知徹底を図る。

また、その際に、保護者に避難予定施設における児童生徒等の動向を連絡できるような体制を考慮しておく。

④ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校等は児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(2) 教育施設の確保

① 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

ア 火災発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

イ 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築

士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

ウ 被災文教施設が、応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

エ 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の文教施設を一時的に借用し、使用するよう手配する。

② 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、1週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

ア 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害が僅少な文教施設の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借上げて行う。

イ 校（園）長は、応急文教施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

ウ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒等の就学援助措置等

① 支給種別

ア 災害救助法適用による支給

災害救助法適用世帯の児童生徒等及び被災教科書の調査を行い、災害救助法に定める学用品の給与として教科書・文房具・通学用品等の支給を行う。

イ 災害救助法適用災害時で住家が被災しなかった場合の斡旋

知事が災害救助法を適用したが、児童生徒等の属する世帯の被害が床下浸水以下の場合、経費は本人の負担とするが、調達の方法は災害救助法適用分と併せて調達する。

ウ 災害救助法不適用災害時での被災者への斡旋

知事が災害救助法を適用はしなかったが、同一時の災害で他市町村に災害救助法が適用され、かつ、その災害で教科書を失った者があるときは、同様に調達の斡旋を行う。

② 災害救助法による実施基準

ア 支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校、高等学校等生徒（特別支援学校の児童生徒等を含む）。

イ 教科書・文房具等の調達

県本部より教科書及び文房具等の調達を指示されたとき及び災害救助法不適用時の災害児童生徒等への教科書・文房具等の調達を確保する物資は、教科書、文房具及び通学用品等とする。

ウ 学用品の調達・割当及び配分手続

(7) 教科書については、所要冊数を、岡山県教科図書販売株式会社を通じて取寄せ、配本する。また、学用品等は、最低必要量を確保し、臨時授業所に急送する。

(8) 県本部保健福祉班から「学用品支給基準」の通知を受けたときは、速やかに各児童・生徒に「学用品割当台帳」により割当てる。

(9) 市は、物資の割当てをしたときは、給与券を各児童生徒等別に作成し、本人（保護者）に交付する。

(エ) 市は、受領書と引換えに学用品を児童生徒等別に支給する。

③ 費用の基準

ア 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材を支給するため実費とする。

イ 文房具及び通学用品等

災害救助法施行細則の示す基準による。

④ 支給期間

ア 教科書

災害発生の日から 1 箇月以内

イ 文房具及び通学用品等

災害発生の日から 15 日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、県本部保健福祉班に期間の延長を要請する。

⑤ その他

知事が災害救助法を適用した場合の学用品等の給与に係る経費については、災害救助法施行細則による。

(4) 社会教育施設等の保護

① 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度に止めなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認したうえで、使用する。

② 文化財

ア 国指定又は登録の文化財等が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 61 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して、文化庁に届け出る。

イ 県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 8 条、第 27 条及び第 36 条により市教育委員会を経由して、県教育委員会へ届け出る。

ウ 市指定の文化財が滅失、き損した場合は、津山市文化財保護条例（昭和 30 年津山市条例第 12 号）第 9 条により市教育委員会に届け出る。

エ 文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう国、県の技術指導に従い実施する。

(資料) ・災害救助制度 (資料編第 6 - 2)

第 5 節 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 防犯

県警察

(2) 物価の安定

県（県民生活部）

3 実施内容

(1) 防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

- ① 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、金融機関等）の警戒
- ② 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ③ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- ④ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供
- ⑤ その他治安維持に必要な措置

(2) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め、売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

4 応援協力関係

市は、県警察の実施する防犯活動及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第6節 交通・輸送

第1項 交通

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、橋梁、鉄道等交通施設に対する応急措置及び交通規制を中心に定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 応急措置

道路管理者

鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社岡山支社）

(2) 交通規制

道路管理者

県公安委員会、県警察

知事

3 実施内容

(1) 道路、橋梁等の応急措置

- ① 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。
- ② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通知する。

(2) 鉄道施設の応急措置

- ① 鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止の措置を講じる。
- ② 工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を適切に行う。
- ③ 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(3) 交通規制

① 県公安委員会、県警察による交通規制

ア 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

(イ) 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

(ウ) その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

イ 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して、区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

② 道路管理者による通行の禁止・制限

ア 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

イ 災害の発生するおそれのある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 道路法（昭和27年法律第180号）に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

③ 知事による指示

知事は、②エの措置に関し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、市に対して広域的な見地から指示を行う。

④ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

なお、緊急を要する場合は、道路管理者又は警察官は、直ちに交通規制等の措置をとるとともに関係機関に連絡する。

⑤ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

⑥ 広 報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 応援協力関係

(1) 道路等被害

- ① 市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。
- ② 県は、応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要請する。
- ③ 岡山国道事務所は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- ④ 市は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、県を通じて一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(2) 鉄道被害

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。

(資料) ・ 異常気象時通行規制区間及び規制基準 (県管理) (資料編第3-15)

第2項 輸 送

1 方 針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施機関 (実施責任者) 等

(1) 輸送力の確保

- ① 実施責任者
各機関
- ② 主な関係機関

(2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）

県公安委員会（県警察）

3 実施内容

(1) 輸送力の確保

鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、列車、車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

(2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（県民局）又は県公安委員会（高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(3) 費用の基準

輸送業者による輸送又は車両の借上げは、市内の慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とする。自家用車等の借上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定める。

輸送費又は借上料の請求は、債権者から輸送明細書を請求書に添付して提出させる。

(4) 輸送拠点の確保

① 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

② 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうるよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

4 応援協力関係

① 市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保について応援を要請する。

② 市及び各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門

家の派遣を要請する。ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関は、県を通じて実施する。

③ 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

④ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料) ・緊急輸送等 (資料編第5-2)

第7節 ライフライン（電気・通信サービス・ガス・水道）の機能確保

1 方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

県

電気事業者等（中国電力ネットワーク株式会社、岡山県企業局）

(2) 実施内容

[県]

大規模災害発生時には直ちにあらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。国、電気自動車等との調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努める。

[中国電力ネットワーク株式会社]

① 災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

② 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

③ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

[岡山県企業局]

災害が発生した場合には、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、被害が認められた場合には応急復旧に当たる。

(3) 応援協力関係

[中国電力ネットワーク株式会社]

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

3 通 信

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(2) 実施内容

① 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

② 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

③ 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

④ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 ガ ス

(1) 実施責任者

ガス事業者（津山ガス株式会社）

(2) 実施内容

① 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

② 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

ア ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講じる。

ウ 中国四国産業保安監督部、県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

③ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措

置を講じる。

④ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

5 水道

(1) 実施責任者

市（水道局）

(2) 実施内容

① 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

② 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

③ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

④ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

6 下水道

(1) 実施責任者

市（都市建設部）

県（土木部）

(2) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

(資料) ・電気、通信、ガス、水道施設・設備等 (資料編第4－5)

第8節 防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市（農林部）

県（農林水産部）

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

市（農林部）

県（農林水産部）

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

市（農林部）

県（農林水産部）

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

市（農林部）

県（農林水産部）

森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事等により湛水排除を図る。

② ダム・ため池

市及び土地改良区は県と一体となって、ダム、ため池が増水し、漏水、水があふれる等のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

③ 用排水路

市及び土地改良区は、取水門等を操作し、又は水路開削、補強等の応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

④ 頭首工

市及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

① 災害対策技術の指導

市及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立して技術指導を行う。

② 種子（稲）の確保

市及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、岡山県穀物改良協会等へ種子粃を斡旋するよう依頼し、その確保に努める。

③ 病虫害の防除

ア 防除指導等

市及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指導する。

イ 農薬の確保

市及び農業協同組合等農業団体は、県に協力して、農薬の確保に努める。

④ 凍霜害防除

市及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

(3) 家畜に対する応急措置

① 市は県に協力して、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

② 家畜の防疫

市は県、家畜保健衛生所に協力して、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、必要に応じて、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

① 災害対策技術指導

市、森林組合等は県に協力して、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

② 風倒木の処理指導

市、森林組合は県に協力して、風倒木の円滑な搬出等について森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

③ 森林病虫害等の防除

市、森林組合は県に協力して、森林病虫害等を防除するため、森林所有者に対しその防除活動につき技術指導を行う。

④ 凍霜害防除

(2) ④に準ずる。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

- ① 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。
- ② 市は、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

(資料)	・ 防災重要・要改修ため池	(資料編第3-6)
	・ 地すべり防止区域 (農林水産省所管)	(資料編第3-11-(3))
	・ 山地災害危険地区	(資料編第3-14)

第9節 水防

1 方針

洪水、雨水出水等による水害が発生し、又は発生が予想される場合は、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施機関(実施責任者)等

(1) 水防活動

水防管理者 (市長)

ダム、水門、ポンプ場等の管理者

河川管理者 (国土交通大臣 (岡山河川事務所)、知事 (土木部)、市長 (都市建設部))

下水道管理者 (市長 (都市建設部))

ため池管理者 (市長 (農林部)、土地改良区、所有者)

水防団 (津山市消防団)

消防機関 (津山圏域消防組合)

(2) 湛水排除

市 (農林部、都市建設部)

土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

- ① 水防管理者 (市) は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。
- ② 水防団体等の出動
水防管理者 (市長) は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、市及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- ③ 監視及び警戒
水防管理者は、水防体制が発動されたときから、管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。
河川管理者及び下水道管理者、ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

④ ダム、ため池、水門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、ポンプ場等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等、その操作の万全を期する。事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

⑤ 水防活動

河川堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

⑥ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

⑦ 避難のための立退き

洪水、雨水出水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、津山警察署長にその旨を通知しなければならない。

⑧ 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

市及び土地改良区は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市は排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

① 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

② 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

③ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

④ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

⑤ 県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

⑥ 国は、洪水による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

- ⑦ 県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- ⑧ 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。
- ⑨ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) 湛水排除

第8節4(1)に準じた措置を講じる。

(資料)	・河川重要水防箇所（県管理）	（資料編第3－2）
	・河川浸水危険地域	（資料編第3－4）
	・ダム・貯水池	（資料編第3－17）
	・水防施設・設備等	（資料編第4－4）

第10節 流木の防止

1 方針

貯木場に所在する木材は、洪水等により一旦流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 貯木場における措置

貯木木材所有者・占有者

(2) 流木に対する措置

貯木木材所有者・占有者

河川管理者

市（農林部）

3 実施内容

(1) 貯木場における措置

河川の増水等により流出のおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置する等流出防止に努める。

なお、市等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。

(2) 流木に対する措置

① 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

② 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び

市は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

(資料) ・貯木場 (資料編第3-18)

第11節 雪害対策

1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

2 実施機関（実施責任者）等

市

県（土木部）

県警察

中国地方整備局（岡山国道事務所津山出張所）

西日本高速道路株式会社（津山高速道路事務所）

3 実施内容

(1) 雪崩災害の防止活動

① 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。

また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

② 市は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

③ 市は、県と連絡を密にし、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的とした雪崩防止施設の設置や、その他雪崩災害を防止するために必要な防止施設の整備の促進を図る。

(2) 情報の伝達

市及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

(3) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれ

がある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、計画的・集中的な除雪作業に努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(4) 除雪体制等の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(5) 雪崩災害発生後の活動

① 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

② 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力関係

市は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

第12節 火災対策

第1項 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物、特殊建築物、住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

市

消防組合

県（消防保安課）

県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

大規模な火災が発生した場合、市及び消防組合は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

- ① 大規模な火災が発生した場合、市及び消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に保有する車両（はしご車、化学車、ポンプ車等）を有効に活用して消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。
- ② 大規模な火災が発生した場合、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。
- ③ 大規模な火災が発生した場合、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助・救急活動

- ① 火災による人的被害が発生した場合、市及び消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- ② 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか「第13節 第5項 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

市及び消防組合は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。

県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を、市及び消防組合で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保の要請をする。

第2項 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

市

消防組合

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

- ① 大規模な林野火災が発生した場合は、市及び消防組合は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。
- ② 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

- ① 市及び消防組合は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。
- ② 市本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市本部が行う。

(3) 消火・避難活動

- ① 林野火災が発生した場合、市及び消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- ② 市及び消防組合は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。
- ③ 県警察は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。
- ④ 林野火災が発生した場合、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

- ① 林野火災による人的被害が発生した場合、市及び消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- ② 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか「第13節 第5項 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

- ① 市及び消防組合は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況、気象状況、地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。
- ② 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。
- ③ 消防防災ヘリコプターを要請する場合、市及び消防組合は、県（消防保安課）を經由して要請する。
- ④ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

市及び消防組合は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。

他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。また、市及び消防組合で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

- | | | |
|------|-----------|-----------|
| (資料) | ・消防施設・設備等 | (資料編第4-2) |
| | ・火災気象通報 | (資料編第7-2) |
| | ・火災警報 | (資料編第7-3) |
| | ・協定等 | (資料編第9-2) |

第13節 事故災害応急対策

第1項 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

県警察

県（消防保安課、保健福祉部）

市

消防組合

3 実施内容

(1) 危険物等施設

① 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。

イ 県警察、消防組合及び市へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

オ 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

カ 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じる。

キ 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。

ク 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

ケ 大量の危険物等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

② 県警察の措置

ア 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

イ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

ウ 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。

エ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

③ 県の措置

ア 国が定める即報基準等に基づき、国へ災害発生について、速やかに通報する。

イ 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

ウ 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

エ 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対してそのあっせんを行う。

④ 市及び消防組合の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

イ 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

エ 消防計画等により消防隊を出勤させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

キ 危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講じる。

(2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、県、市及び消防組合等は、それぞれ「(1) 危険物等施設」に準じた措置を講じる。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたと

きは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(資料) ・危険物大量保有事業所 (資料編第3-19)

第2項 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

県警察

県（消防保安課）

市

消防組合

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

① 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の措置を講じる。

イ 県、県警察、消防組合及び市の指示する場所へ災害発生について通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

エ 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

オ 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

カ 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

② 市及び消防組合の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」

に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

イ 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く。）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

エ 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

オ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

カ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

キ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

ク さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、市及び消防組合は、それぞれ「(1) 高圧ガス施設」に準じた措置を講じる。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(資料) ・高圧ガス大量保有事業所 (資料編第3-20)

第3項 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

特定施設等の設置者

市長（環境福祉部）

知事（環境文化部、保健福祉部）

3 実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

- ① 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
- ② 市長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。
- ③ 市長又は知事の措置があった場合は、これに従う。

(2) 市の措置

市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

(資料) ・ばい煙及び特定物質並びに有害ガス一覧 (資料編第8-2)

第4項 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し、被害の軽減を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

放射性物質取扱事業者
放射性物質輸送事業者
県（危機管理課、環境文化部）
県警察
市
消防組合

3 実施内容

(1) 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

- ① 事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合は、県防災計画によるほか、関係法令に定めるところにより、直ちに関係機関に通報を行う。
また、放射性物質の発見者等は、「放射性物質の取扱上の事故の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの機関へ通報する。
- ② 放射性物質取扱事業者は、保安規定等に基づき、次の応急措置を講じる。
 - ア 消火その他事故の鎮静化措置

- イ 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- ウ 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止
- エ 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- オ その他放射線障害の防止に必要な措置

(2) 市及び消防組合の措置

- ① 市長は、通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、「放射性物質の取扱い上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」に示すところにより、県等関係機関に直ちに通報する。
- ② 市及び消防組合は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。
 - ア 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
 - イ 事故の態様に応じた避難の指示等
 - ウ 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
 - エ 被ばく者の救助等
 - オ 汚染の拡大防止及び除染
 - カ 地域住民等に対する広報
- ③ 市及び消防組合は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県警察の措置

放射性物質に起因する事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置をとる。

- ① 放射性物質事故情報の収集とその活用
- ② 被災者等の救出及び屋内退避の措置
- ③ 被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導
- ④ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- ⑤ 迂回路の設定等必要な交通規制

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係事業者等は、市、消防組合、県又は災害発生事業者からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動等を実施する。

- (資料) ・放射性物質に対する資機材等の備蓄（津山圏域消防組合分）（資料編第4－2－(7)）
・放射性物質の放出事故等に係る通報連絡（資料編第8－1）

第5項 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の傷病者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 実施責任者
市長（総務部、こども保健部）

(2) 主な関係機関
消防組合
県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）
県警察
津山市医師会
日本赤十字社岡山県支部
災害拠点病院
施設管理者等

3 実施内容

(1) 市災害対策本部等の設置

交通事故、爆発、有害物質の流出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

- ① 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。
- ② 現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 市現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

- ① 災害現場での救助
- ② 現場付近での応急手当
- ③ 負傷者の分類
- ④ 収容医療施設の指示
- ⑤ 医療施設への搬送
- ⑥ 死体の処理

(3) 関係機関の措置

① 事故発生責任者（企業体等）の措置

ア 事故発生後直ちに市、消防組合及び警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。
なお、必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。

イ 市現地災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し、救急及び防災活動を行う。

② 市の措置

ア 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、津山市医師会の医療救護班に出動を要請する。

イ 市長は、災害対策本部を設置したときは、知事に通報する。

ウ 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じるうえで特別な知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し協力を要請する。

③ 消防組合、警察署の措置

ア 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

イ 市現地災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

④ 津山市医師会及び日本赤十字社岡山県支部等の措置

市長等の要請により、医療班、救護班及び応援部隊を派遣する。

⑤ 県の措置

ア 傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防機関からの要請があったとき、協定に基づいて関係機関にDMA Tの出勤を要請する。

イ 市の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

ウ 必要に応じて、他都道府県及び国（厚生労働省）に対して医療救護班の派遣要請を行うとともに、その受入調整を行う。

エ 市災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに連絡調整を行う。

(資料)	・救急自動車等	(資料編第4-6-(1))
	・救急医療機関	(資料編第4-6-(2))
	・津山市医師会災害医療救護対策本部	(資料編第4-6-(4))

第14節 自衛隊の災害派遣要請

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用する。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

⑦ 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

⑧ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

⑨ 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

⑪ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

⑫ その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3 災害派遣要請等手続き

(1) 派遣要請の要求

① 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

② 市長は、①によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

③ 知事は、市長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

④ 派遣要請要求書の様式は、次のとおりである。

年 月 日
知 事 あ て
津山市
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要求します。
記
1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
2 派遣を必要とする期間
自 令和 年 月 日 時から
至 令和 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿 舎
(3) 食 料
(4) 資 材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

（注：用紙の大きさはA4とする。）

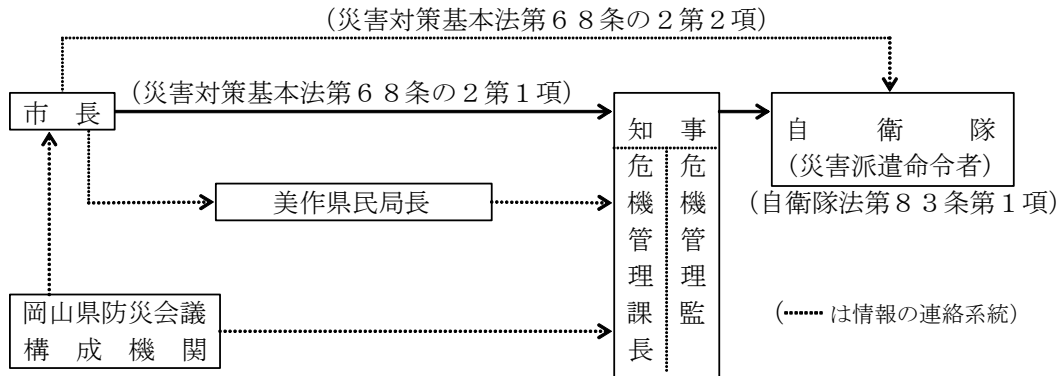
(2) 撤収要請依頼

- ① 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。
- ② 撤収要請依頼書の様式は、次のとおりとする。

年 月 日
知 事 あ て
津山市
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時
年 月 日
2 派遣要請依頼日時
年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

(注：用紙の大きさはA4とする。)

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

NTT電話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

防災行政無線 77-6440-031 (事務室)

77-6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科FAX併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

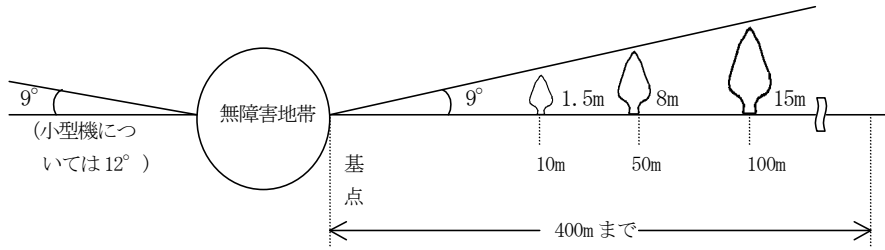
4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

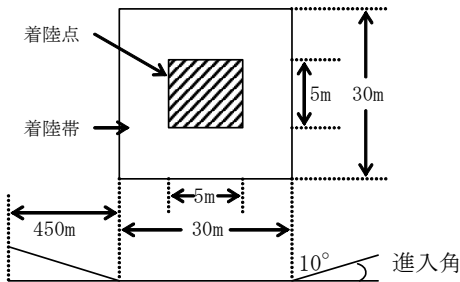
- ① 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- ② 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ③ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 自衛隊の宿泊施設 (又は宿営場所) 及び車両等の保管場所の準備をする。
- ⑤ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。
 - ア 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

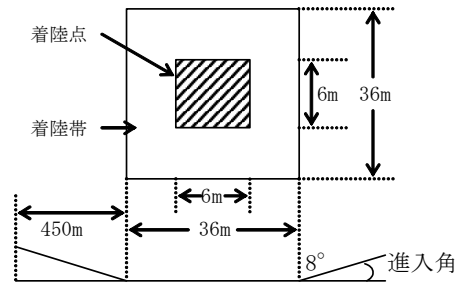
<着陸地点及び無障害地帯の基準>



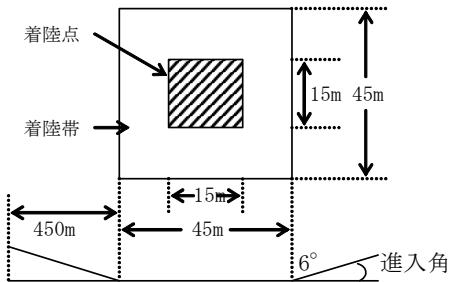
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合



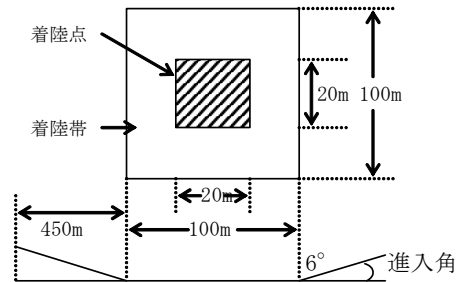
(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



(c) 大型機 (V-107 : 輸送用) の場合

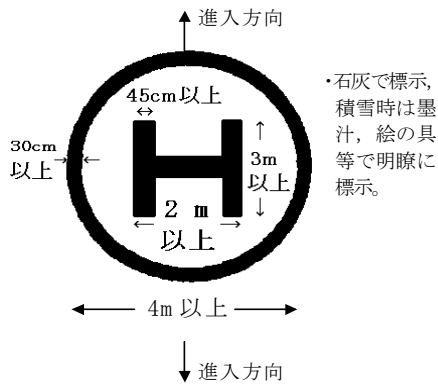


(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合

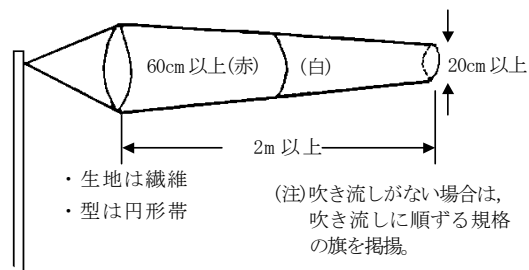


イ 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

エ 砂じんの舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

- オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

(2) 災害派遣に伴う経費の負担区分

- ① 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- ② 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、そのつど協議して決める。

(資料) ・ヘリポート適地（資料編第5-2-(2)-④）

第15節 広域応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援、雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

2 実施機関（実施責任者）等

市長
知事（総務部、危機管理課、保健福祉部）
防災関係機関

3 実施内容

(1) 他の市町村に対する応援要請

市長は災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

- ① 被害の状況
- ② 応援を要する救助の種類
- ③ 応援を要する職種別人員
- ④ 応援を要する期間
- ⑤ 応援の場所
- ⑥ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町村からの応援要請

市は、他の市町村から応援を要請された場合には、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。また、市及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。また、市及び県は「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団地への派遣が円滑に実施できるよう、災害対策業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

(3) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、次に掲げる事項を記載した文書により、指定地方行政機関等の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 医療機関に対する応援要請

市は、津山市医師会と締結した災害時の医療救護活動についての協定に基づき、医療関係機関との連携体制を整備する。

(5) 労務者等の雇用

- ① 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。
- ② 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

- ③ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- ア 罹災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 罹災者の救助
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の支給
- カ 死体の捜索及び処理

(6) 奉仕団等の協力

次に掲げる団体等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

- ① 赤十字奉仕団
- ② 青年団
- ③ 婦人会

- ④ 自主防災組織、町内会、自治会
- ⑤ 大学、高等学校（学生、生徒）
- ⑥ 職業訓練校（訓練生）
- ⑦ ボランティアグループ

（資料） ・ 協定等 （資料編第9－2）

第16節 ボランティアの受入れ、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。

この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市、県及び日本赤十字社岡山県支部、市・県社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう務める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

2 実施機関（実施責任者）等

市長

知事（県民生活部）

日本赤十字社岡山県支部

県・市社会福祉協議会

3 実施内容

(1) 市

市は、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを統括・調整する組織を設け、避難所等のボランティアニーズを把握し、「津山市社会福祉協議会」が設置する災害ボランティアセンター等に情報の提供を行う。

さらに、必要に応じて専門分野のボランティアの種類、人数、募集範囲等について県に派遣を要請し、また報道機関の協力を得て全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、市及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

- ① 被災地のボランティアニーズの把握
- ② ボランティアの受付及び登録
- ③ ボランティアのコーディネート
- ④ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- ⑤ ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- ⑥ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- ⑦ ボランティア活動の拠点等の提供
- ⑧ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- ⑨ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

(3) 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

(4) ボランティアの健康に関する配慮

- ① 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。
- ② 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。
- ③ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と市及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第17節 義援金の募集・受付・配分

1 方針

各方面から市に対して、寄託される義援金等の募集、受付、配分等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

災害義援金の募集・輸送及び配分は、市、社会福祉協議会、民生委員協議会、町内会、青年団体、

婦人会、公民館、小・中学校その他関係団体をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行う。

3 実施内容

(1) 募集・受付方法

① 募集方法

ア 市域内に大災害が発生した場合

市は、地域住民に対して、それぞれの機関を通じて災害義援金の拠出を呼びかけるとともに、県知事に対しても協力を要請する。

イ 県内及び他の都道府県に大災害が発生した場合

市は、関係機関と協議し、それぞれの機関を通じて義援金の拠出を呼びかける。

② 受付方法

市は、義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。

(2) 配分方法

関係機関に拠出された義援金は、市が引き継ぎ、市内義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し決定する。その際、配分方法を工夫するなど出来るだけ迅速な配分に努める。

(3) 義援金の管理

① 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法でそれぞれの機関で保管整理するとともに、金銭出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

② てん末の記録

義援金募集配分機関は「災害義援金受払簿」を備え付け、受付から引き継ぎ、又は配分までの状況を記録する。

(4) 費用

義援金の募集配分に要する労力奉仕等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。

(5) 集荷配分作業班の編成及び輸送車両の調達

義援金品の集荷配分については、関係機関の協力により、県保健福祉班があたる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の振興、再度災害の防止に配慮

した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に則して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ適切に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2項 被災者等の生活再建等の支援

市、県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
また、市は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

- 4 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 5 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。
- 6 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 7 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 8 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 9 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 10 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。
このため県は、市が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

第3項 被災中小企業の復興の支援

市・県は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

第4項 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に採り入れて施工する。

従って、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施工の促進を図る。

[災害復旧事業の種類]

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防設備災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
 - ⑧ 公園災害復旧事業
 - ⑨ 公営住宅等災害復旧事業

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国・県が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ③ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

- ⑨ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- ⑩ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

(2) 要綱等

- ① 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ② 都市災害復旧事業国庫補助
- ③ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資機材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国・県・市及び各種金融機関の協力のもとに、現存の各法令及び制度の有機的運用により、所要資金を確保するよう配慮する。

2 災害融資制度

(1) 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法（平成19年法律第57号）により融資する。

① 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

② 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

(2) 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、市中小企業融資制度、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

(3) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(4) 更生資金

① 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷

を負った者の世帯に対して、津山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年津山市条例第28号）の規定により、市は災害援護資金の貸付けを行う。

② 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

③ 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(5) 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、市税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。また、県税の措置について周知を図る。

(6) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(7) 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。

また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

(8) 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

(資料) ・災害被災者援護制度 (資料編第6-3)
・災害融資制度 (資料編第6-4)

津山市地域防災計画（風水害等対策編）

昭和39年7月	津山市地域防災計画の策定
昭和52年	大規模な修正を行う
昭和55年	大規模な修正を行う
昭和62年6月	大規模な修正を行う
平成9年6月	震災対策を別冊とし、風水害等対策編となる
平成12年6月	大規模な修正を行う
平成17年6月	合併に伴う修正を行う
平成23年6月	一部修正
平成24年6月	大規模な修正を行う
平成25年7月	一部修正
平成26年7月	一部修正
平成27年5月	一部修正
平成28年5月	一部修正
平成29年5月	一部修正
平成30年5月	一部修正
令和元年5月	一部修正
令和2年5月	一部修正
令和3年5月	一部修正
令和4年5月	一部改正

発行 令和4年5月

編集 津山市防災会議

津山市総務部危機管理室

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

電話 0868-32-2042

FAX 0868-22-1896